

証券コード 8135

2025年6月6日

(電子提供措置の開始日 2025年6月5日)

## 株 主 各 位

大阪市天王寺区烏ヶ辻1丁目2番16号

# ゼット株式会社

代表取締役社長 渡 辺 裕 之

## 第76回 定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り厚く御礼申しあげます。

さて、当社第76回定時株主総会を下記により開催いたしますので、ご通知申し上げます。

本株主総会の招集に際しましては、株主総会参考書類等の内容である情報(電子提供措置事項)につき電子提供措置をとっており、インターネット上の当社ウェブサイトに掲載しておりますので、以下のウェブサイトアクセスのうえ、ご確認くださいようお願い申し上げます。

【当社ウェブサイト】 <https://zett.jp/ir/library/invitation/>  
(上記ウェブサイトアクセスいただき、ご確認ください。)



また、電子提供措置事項は、当社ウェブサイトのほか、東京証券取引所(東証)のウェブサイトにも掲載しておりますので、以下よりご確認ください。

【東京証券取引所ウェブサイト(東証上場会社情報サービス)】  
<https://www2.jpx.co.jp/tseHpFront/JJK010010Action.do?Show=Show>



(上記の東証ウェブサイトアクセスいただき、「銘柄名(会社名)」に「ゼット」又は「コード」に当社証券コード「8135」(半角)を入力・検索し、「基本情報」「縦覧書類/PR情報」を順に選択して、「縦覧書類」にある「株主総会招集通知/株主総会資料」欄よりご確認ください。)

事前の議決権行使につきましては、お手数ながら株主総会参考書類をご検討のうえ、本招集ご通知とあわせてお送りする議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示いただき、2025年6月25日(水曜日)午後5時30分までに到着するようご返送くださいますようお願い申し上げます。

敬 具

## 記

1. 日 時 2025年6月26日(木曜日)午前10時
2. 場 所 大阪市天王寺区烏ヶ辻1丁目2番16号  
当社本社3階(JR西日本大阪環状線桃谷駅下車西へ第二大阪警察  
病院手前南)(案内図をご参照ください。)

### 3. 目 的 事 項

- 報 告 事 項
1. 第76期(2024年4月1日から2025年3月31日まで)事業報告の内容、連結計算書類の内容並びに会計監査人及び監査等委員会の連結計算書類監査結果報告の件
  2. 第76期(2024年4月1日から2025年3月31日まで)計算書類の内容報告の件

### 決 議 事 項

- 第1号議案 剰余金処分の件
- 第2号議案 取締役(監査等委員である者を除く。)8名選任の件
- 第3号議案 監査等委員である取締役3名選任の件
- 第4号議案 補欠の監査等委員である取締役2名選任の件
- 第5号議案 取締役(監査等委員である者を除く。)の報酬額改定の件
- 第6号議案 役員賞与支給の件
- 第7号議案 当社株式の大量取得行為に関する対応方針(買収への対応方針)更新の件

### 4. 招集にあたっての決定事項(議決権行使についてのご案内)

議決権行使書において、各議案に対する賛否の表示がない場合は、賛成の表示があったものとしてお取り扱いいたします。

以 上

- 
- ◎当日ご出席の際は、お手数ながら本招集ご通知とあわせてお送りする議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。
- ◎電子提供措置事項に修正が生じた場合は、前記インターネット上の当社ウェブサイト及び東証ウェブサイトにおいて、修正内容を掲載させていただきます。

# 株主総会参考書類

## 議案及び参考事項

### 第1号議案 剰余金処分の件

剰余金処分につきましては、以下のとおりといたしたいと存じます。

#### 期末配当に関する事項

第76期の期末配当につきましては、当事業年度の業績並びに今後の事業展開等を勘案いたしまして、以下のとおりといたしたいと存じます。

- ① 配当財産の種類  
金銭といたします。
- ② 株主に対する配当財産の割当てに関する事項及びその総額  
当社普通株式1株につき金18円(うち普通配当10円、特別配当8円)といたしたいと存じます。  
なお、この場合の配当総額は352,346,868円となります。
- ③ 剰余金の配当が効力を生じる日  
2025年6月27日といたしたいと存じます。

### 第2号議案 取締役(監査等委員である者を除く。)8名選任の件

取締役(監査等委員である者を除く。以下本議案において同じ。)全員(7名)は、本総会終結のときをもって任期満了となります。つきましては、経営体制の強化のため1名を増員し、取締役8名の選任をお願いするものであります。

なお、監査等委員会より、当社における取締役の選定基準及び業務執行内容等を踏まえ、各候補者は当社の取締役として適任であるとの意見表明を受けております。

取締役の候補者は、次のとおりであります。

| 候補者<br>番 号                                                                                                                                          | 氏 名<br>( 生 年 月 日 )                        | 略 歴、地 位、担 当 及 び 重 要 な 兼 職 の 状 況                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                   | 所 有 す る<br>当 社 株 式 の 数 |
|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|-------------------------------------------|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|------------------------|
| 1                                                                                                                                                   | わた なべ ひろ ゆき<br>渡 辺 裕 之<br>(1965年 6 月25日生) | 1989年 4 月 日本 I B M株式会社入社<br>1995年 7 月 当社入社<br>2001年 4 月 当社名古屋店副店長<br>2002年 4 月 当社経営企画室長<br>2004年 4 月 当社総務本部長<br>2004年 6 月 当社取締役総務本部長<br>2006年 4 月 当社取締役社長室長兼総務本部長<br>2006年 6 月 当社常務取締役社長室長兼総務本部長<br>2007年 4 月 当社常務取締役社長室長<br>兼営業統括副本部長兼総務本部長<br>2010年 4 月 当社代表取締役副社長<br>兼営業統括本部長兼経営企画室長<br>2011年 4 月 当社代表取締役社長<br>兼営業統括本部長<br>2013年 4 月 当社代表取締役社長<br>現在に至る<br><br>(重要な兼職の状況)<br>ゼットクリエイト株式会社取締役                   | 492,470株               |
| 取締役候補者とした理由<br>渡辺裕之氏は、当社営業部門及び管理部門担当取締役としての経験・実績を有しており、2011年より当社代表取締役社長として豊富な実務経験や企業経営に関する知見を活かし優れたリーダーシップを発揮しておりますことから、引き続き取締役としての選任をお願いするものであります。 |                                           |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                   |                        |
| 2                                                                                                                                                   | わ だ こう いち<br>和 田 耕 一<br>(1950年 4 月13日生)   | 1975年 4 月 伊藤忠商事株式会社入社<br>2005年 4 月 株式会社オリゾンティ代表取締役社長<br>兼コロネット株式会社代表取締役副社長<br>2007年 4 月 伊藤忠商事株式会社<br>ファッションアパレル部門長(役員)<br>2008年 4 月 株式会社ライカ代表取締役社長<br>2011年 7 月 ゼットクリエイト株式会社顧問<br>2011年10月 同社取締役社長代行<br>2012年 4 月 当社入社 製品事業本部長<br>兼ゼットクリエイト株式会社代表取締役社長<br>2012年 6 月 当社取締役製品事業本部長<br>2014年 4 月 当社常務取締役製品事業本部長<br>2017年 4 月 当社専務取締役<br>2018年 4 月 当社取締役<br>副社長執行役員<br>現在に至る<br><br>(重要な兼職の状況)<br>ゼットクリエイト株式会社代表取締役社長 | 17,000株                |
| 取締役候補者とした理由<br>和田耕一氏は、総合商社ファッション部門における責任者及びアパレル製造業における代表者としての経験・実績を有しており、当社グループにおける製造部門の強化並びに経営全般に関わる質的向上に必要不可欠であることから、引き続き取締役としての選任をお願いするものであります。  |                                           |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                   |                        |

| 候補者<br>番 号                                                                                                                                      | 氏 名<br>( 生 年 月 日 )                              | 略 歴、地 位、担 当 及 び 重 要 な 兼 職 の 状 況                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                            | 所 有 す る<br>当 社 株 式 の 数 |
|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|-------------------------------------------------|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|------------------------|
| 3                                                                                                                                               | たか はし とも かず<br><b>高 橋 智 一</b><br>(1957年7月13日生)  | 1981年4月 当社入社<br>2001年4月 当社レジャー事業部副部長<br>2002年4月 当社レジャー事業部副本部長<br>2005年4月 当社サッカー事業部副本部長<br>2009年4月 当社第五事業本部長<br>2012年4月 当社執行役員第二営業部長<br>2014年4月 当社執行役員営業本部長<br>2014年6月 当社取締役営業本部長<br>2017年4月 当社常務取締役営業本部長<br>2018年4月 当社取締役<br>常務執行役員 営業本部長<br>2020年4月 当社取締役<br>専務執行役員 営業本部長<br>2021年4月 当社取締役<br>専務執行役員 営業統括本部長兼営業本部長<br>2023年4月 当社取締役<br>専務執行役員 営業統括本部長<br>現在に至る            | 32,000株                |
| 取締役候補者とした理由<br>高橋智一氏は、当社営業部門における実務及び営業部門担当取締役としての経験・実績を有しており、当社グループにおける営業部門の強化並びに経営全般に関わる質的向上に必要不可欠であることから、引き続き取締役としての選任をお願いするものであります。          |                                                 |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                            |                        |
| 4                                                                                                                                               | う つの みや ひとし<br><b>宇 都 宮 仁</b><br>(1959年10月23日生) | 1978年11月 当社入社<br>2005年4月 当社ウィンター・アウトドア事業部副部長<br>2008年4月 当社B S 販売二部副部長<br>2010年4月 当社プーマ推進部副部長<br>2013年4月 当社MD仕入アルカネット部長<br>2015年4月 当社第一営業部長兼東京支店長<br>兼アスレチック部長<br>2016年4月 当社執行役員第一営業部長<br>兼アスレチック部長<br>2020年4月 当社執行役員営業本部第一営業部長<br>2021年6月 当社取締役<br>執行役員 営業統括本部営業本部第一営業部長<br>2023年4月 当社取締役<br>常務執行役員 営業統括本部営業本部長<br>兼第五営業部長<br>2024年4月 当社取締役<br>常務執行役員 営業統括本部営業本部長<br>現在に至る | 27,400株                |
| 取締役候補者とした理由<br>宇都宮仁氏は、当社営業部門及びMD部門における実務全般及び責任者としての経験・実績を有しており、当社グループにおける営業部門・MD部門の連携強化並びに経営全般に関わる質的向上に必要不可欠であることから、引き続き取締役としての選任をお願いするものであります。 |                                                 |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                            |                        |

| 候補者<br>番 号                                                                                                                                               | 氏 名<br>( 生 年 月 日 )                        | 略 歴、地 位、担 当 及 び 重 要 な 兼 職 の 状 況                                                                                                                                                                                                                                                                                                        | 所 有 す る<br>当 社 株 式 の 数 |
|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|-------------------------------------------|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|------------------------|
| 5                                                                                                                                                        | う え だ か ず ま き<br>植 田 和 昌<br>(1960年4月17日生) | 1984年4月 当社入社<br>2005年4月 当社システム部副部長<br>2008年4月 当社 I T 戦略本部システム部長<br>2014年4月 当社執行役員MD・物流本部副本部長<br>2019年4月 当社執行役員MD・物流本部第一事業部長<br>2019年6月 当社取締役<br>執行役員 MD・物流本部第一事業部長<br>2021年4月 当社取締役<br>執行役員 営業統括本部MD・商品本部長<br>2025年4月 当社取締役<br>常務執行役員 営業統括本部MD・商品本部長<br>現在に至る                                                                          | 17,500株                |
| 取締役候補者とした理由<br>植田和昌氏は、当社システム部門及びMD部門における責任者としての経験・実績及び幅広い知識を有しており、当社グループにおけるMD部門の強化並びにインターネットビジネスの更なる推進に必要不可欠であることから、引き続き取締役としての選任をお願いするものであります。         |                                           |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                        |                        |
| 6                                                                                                                                                        | わ た な べ せ い じ<br>渡 辺 征 志<br>(1975年7月7日生)  | 2002年4月 当社入社<br>2007年4月 株式会社ブリリアンス代表取締役社長<br>2011年4月 当社 I T 戦略統括本部ディレクター<br>2012年6月 当社取締役 I T 戦略統括本部ディレクター<br>2013年4月 当社取締役 I T 戦略本部長兼 I T 戦略室長<br>2018年4月 当社取締役<br>執行役員 MD・物流本部副本部長<br>兼MD事業部長<br>2019年4月 当社取締役<br>執行役員 MD・物流本部第二事業部長<br>2020年4月 当社取締役<br>執行役員 MD・物流本部第三事業部長<br>2021年4月 当社取締役<br>執行役員 管理統括本部管理本部長<br>兼総合企画室長<br>現在に至る | 130,000株               |
| 取締役候補者とした理由<br>渡辺征志氏は、当社子会社における代表者及び I T 部門・MD担当取締役としての経験・実績を有しており、当社グループにおける営業部門との連携や I T 化の推進等による、管理部門の更なる強化への貢献が期待できることから、引き続き取締役としての選任をお願いするものであります。 |                                           |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                        |                        |

| 候補者<br>番 号                                                                                                                                        | 氏 名<br>( 生 年 月 日 )                     | 略 歴、 地 位、 担 当 及 び 重 要 な 兼 職 の 状 況                                                                                                                                                                                                                                                                                                                              | 所 有 す る<br>当 社 株 式 の 数 |
|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|----------------------------------------|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|------------------------|
| 7                                                                                                                                                 | やま なか ひろし<br>山 中 博<br>(1964年12月23日生)   | 1989年4月 当社入社<br>2008年4月 当社ベースボール西日本販売部副部長<br>2014年4月 ゼットクリエイト株式会社<br>ベースボール&ソフトボール事業部MD部長<br>2016年8月 当社製品事業本部ベースボール営業部長<br>2020年4月 当社執行役員営業本部製品事業部<br>ベースボール営業部長<br>2021年4月 当社執行役員営業統括本部営業本部<br>製品事業部長兼ベースボール営業部長<br>2023年6月 当社取締役<br>執行役員 営業統括本部営業本部<br>製品事業部長兼ベースボール営業部長<br>2024年4月 当社取締役<br>執行役員 営業統括本部営業本部製品事業部長<br>現在に至る<br>(重要な兼職の状況)<br>ゼットクリエイト株式会社取締役 | 5,400株                 |
| 取締役候補者とした理由<br>山中博氏は、当社ベースボール用品販売部門及び製造子会社マーケティング部門における責任者としての経験・実績を有しており、当社ベースボール用品の販売力やブランド力の更なる強化に必要不可欠であることから、引き続き取締役としての選任をお願いするものであります。     |                                        |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                |                        |
| ※ 8                                                                                                                                               | た なか よう じ<br>田 中 洋 司<br>(1965年10月29日生) | 2001年1月 みずほ信託銀行株式会社入社<br>2018年7月 同社企業公開推進部長<br>2021年7月 同社証券代行部長<br>2024年12月 当社入社 顧問<br>2025年4月 当社執行役員 管理統括本部管理本部副本部長<br>現在に至る                                                                                                                                                                                                                                  | 0株                     |
| 取締役候補者とした理由<br>田中洋司氏は、信託銀行における実務及び責任者としての経験・実績を有しており、金融・証券等の幅広い知識を活かし、当社グループにおける管理部門並びに I R 部門の強化、企業価値向上への貢献が期待できることから、新たに取締役としての選任をお願いするものであります。 |                                        |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                |                        |

- (注) 1. ※印は新任の取締役候補者であります。
2. 各取締役候補者と当社との間に特別の利害関係はありません。
3. 当社は、保険会社との間で会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を締結しており、当社取締役を含む被保険者がその職務の執行に関し責任を負うこと、又は当該責任の追及に係る請求を受けることによって生ずることのある損害を、当該保険契約により保険会社が填補することとしております。各取締役候補者が選任された場合には、当該保険契約の被保険者となります。また、当該保険契約は次回更新時においても同内容での更新を予定しております。
4. 新任の取締役候補者である田中洋司氏を除く各取締役候補者は、2023年6月29日に開催された当社第74回定時株主総会において承認決議を受けた「当社株式の大量取得行為に関する対応方針(買収防衛策)」について賛同しており、また、各取締役候補者は本総会における第7号議案「当社株式の大量取得行為に関する対応方針(買収への対応方針)更新の件」について賛同しております。

### 第3号議案 監査等委員である取締役3名選任の件

監査等委員である取締役全員(3名)は、本総会終結のときをもって任期満了となります。

つきましては、監査等委員である取締役3名の選任をお願いするものであります。

なお、本議案に関しましては、監査等委員会の同意を得ております。

監査等委員である取締役候補者は、次のとおりであります。

| 候補者<br>番 号                                                                                                                                                                                  | 氏 名<br>( 生 年 月 日 )        | 略 歴、 地 位、 担 当 及 び 重 要 な 兼 職 の 状 況                                                                                                                                | 所 有 す る<br>当 社 株 式 の 数 |
|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|---------------------------|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|------------------------|
| 1                                                                                                                                                                                           | 岸 田 浩<br>(1960年3月16日生)    | 1982年4月 当社入社<br>2008年4月 当社ライフスタイル営業部副部長<br>2014年4月 当社管理本部人事総務部長<br>2020年4月 当社内部監査室<br>2021年6月 当社取締役(監査等委員)<br>現在に至る<br><br>(重要な兼職の状況)<br>ゼットクリエイト株式会社監査役         | 8,600株                 |
| 監査等委員である取締役候補者とした理由<br>岸田浩氏は、長年にわたり当社営業部門及び管理部門における要職を歴任するとともに、内部監査部門においての経験も有しており、その幅広い知識や実務経験を当社の監査体制に活かしていただくため、引き続き監査等委員である取締役としての選任をお願いするものであります。                                      |                           |                                                                                                                                                                  |                        |
| 2                                                                                                                                                                                           | 衣 目 修 三<br>(1949年10月26日生) | 1978年3月 公認会計士登録<br>1978年8月 会計士事務所開設<br>1978年10月 税理士登録<br>1992年6月 当社社外監査役<br>2015年6月 当社社外取締役(監査等委員)<br>現在に至る<br><br>(重要な兼職の状況)<br>衣目公認会計士事務所会長<br>ゼットクリエイト株式会社監査役 | 50,000株                |
| 監査等委員である社外取締役候補者とした理由及び期待される役割の概要<br>衣目修三氏は、公認会計士としての豊富な経験により培われた財務・会計に関する高度な専門性並びに会計士事務所会長としての経営に関する高い見識を、当社取締役の職務執行に対する監督・助言や監査体制の強化に活かしていただくことを期待し、引き続き監査等委員である社外取締役としての選任をお願いするものであります。 |                           |                                                                                                                                                                  |                        |

| 候補者<br>番 号                                                                                                                                                           | 氏 名<br>( 生 年 月 日 )                 | 略 歴、地 位、担 当 及 び 重 要 な 兼 職 の 状 況                                                                                                                                                                                                                                                                                                                 | 所 有 す る<br>当 社 株 式 の 数 |
|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|------------------------------------|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|------------------------|
| 3                                                                                                                                                                    | くわ やま ひとし<br>桑 山 斉<br>(1965年1月7日生) | 1990年4月 弁護士登録(大阪弁護士会)<br>御堂筋法律事務所入所<br>1997年4月 同事務所パートナー<br>2011年5月 マックスバリュ西日本株式会社社外監査役<br>2012年4月 大阪弁護士会副会長<br>2013年4月 京都大学法科大学院非常勤講師<br>2015年5月 マックスバリュ西日本株式会社社外取締役<br>2020年4月 弁護士法人御堂筋法律事務所代表社員弁護士<br>2020年6月 当社社外取締役(監査等委員)<br>2022年6月 豊田合成株式会社社外監査役<br>現在に至る<br><br>(重要な兼職の状況)<br>弁護士法人御堂筋法律事務所代表社員弁護士<br>豊田合成株式会社社外監査役<br>ゼットクリエイト株式会社監査役 | 0株                     |
| 監査等委員である社外取締役候補者とした理由及び期待される役割の概要<br>桑山斉氏は、長年にわたる弁護士としての実務経験に基づく専門の見地並びに経営に関する高い見識を、当社取締役の職務執行に対する監督・助言や監査体制の強化に活かしていただくことを期待し、引き続き監査等委員である社外取締役としての選任をお願いするものであります。 |                                    |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                 |                        |

- (注) 1. 各監査等委員である取締役候補者と当社との間に特別の利害関係はありません。
2. 衣目修三氏及び桑山斉氏は社外取締役の候補者であります。
3. 社外取締役としての職務を適切に遂行することができると判断した理由について
- ①衣目修三氏につきましては、公認会計士として企業会計に精通し、企業経営を統治する十分な見識を有しておられることから、社外取締役としての職務を適切に遂行いただけるものと判断しております。
- ②桑山斉氏につきましては、弁護士として企業法務に精通し、企業経営を統治する十分な見識を有しておられることから、社外取締役としての職務を適切に遂行いただけるものと判断しております。
4. 社外取締役候補者が監査等委員である社外取締役に就任してからの年数について
- ①衣目修三氏が当社の監査等委員である社外取締役に就任してからの年数は、本総会終結のときをもって10年となります。なお、同氏は、過去に当社の業務執行者でない役員(監査役)であったことがあります。また、同氏は現在、当社の特定関係事業者(子会社)でありますゼットクリエイト株式会社の業務執行者でない役員(監査役)であります。
- ②桑山斉氏が当社の監査等委員である社外取締役に就任してからの年数は、本総会終結のときをもって5年となります。なお、同氏は現在、当社の特定関係事業者(子会社)でありますゼットクリエイト株式会社の業務執行者でない役員(監査役)であります。
5. 当社は、衣目修三氏及び桑山斉氏との間で会社法第427条第1項の規定に基づく会社法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。当該契約に基づく責任の限度額は、当社定款の定めにより法令が規定する最低責任限度額としており、衣目修三氏及び桑山斉氏が再任された場合には、両氏との間で当該契約を継続する予定であります。
6. 当社は、保険会社との間で会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を締結しており、当社取締役を含む被保険者がその職務の執行に関し責任を負うこと、又は当該責任の追及に係る請求を受けることによって生ずることのある損害を、当該保険契約により保険会社が填補することとしております。各候補者が選任された場合には、当該保険契約の被保険者となります。また、当該保険契約は次回更新時においても同内容での更新を予定しております。
7. 衣目修三氏及び桑山斉氏は、東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。

## 【ご参考】取締役会及び監査等委員会のスキル・マトリックス

本招集ご通知記載の候補者を原案どおりご選任いただきました場合における、当社取締役会及び監査等委員会のスキル・マトリックスは、以下のとおりとなります。

|            |       | 経営全般 | 営業<br>マーケ<br>ティング | 財務<br>会計 | 法務<br>コンプラ<br>イアンス | 人事<br>労務 | I T<br>D X |
|------------|-------|------|-------------------|----------|--------------------|----------|------------|
| 取締役会       | 渡辺 裕之 | ○    | ○                 | ○        |                    | ○        |            |
|            | 和田 耕一 | ○    | ○                 | ○        | ○                  |          |            |
|            | 高橋 智一 | ○    | ○                 |          |                    | ○        |            |
|            | 宇都宮 仁 | ○    | ○                 |          | ○                  |          |            |
|            | 植田 和昌 | ○    | ○                 |          |                    |          | ○          |
|            | 渡辺 征志 |      |                   | ○        |                    | ○        | ○          |
|            | 山中 博  |      | ○                 |          | ○                  |          | ○          |
|            | 田中 洋司 |      |                   | ○        | ○                  |          | ○          |
| 監査等<br>委員会 | 岸田 浩  |      |                   |          | ○                  | ○        |            |
|            | 衣目 修三 | ○    |                   | ○        |                    |          |            |
|            | 桑山 斉  | ○    |                   |          | ○                  |          |            |

(注) 上記は、各取締役の有する全ての知見や経験を表すものではありません。

#### 第4号議案 補欠の監査等委員である取締役2名選任の件

監査等委員である取締役が法令の定める員数を欠くことになる場合に備え、予め補欠の監査等委員である取締役2名の選任をお願いするものであります。

補欠の監査等委員である取締役の候補者は、次のとおりであり、本議案は、第3号議案「監査等委員である取締役3名選任の件」が原案どおり承認可決されることを条件として、市川義礼氏は監査等委員である取締役岸田浩氏の補欠としての取締役候補者、水野久美子氏は監査等委員である取締役衣目修三氏及び桑山斉氏の補欠としての社外取締役候補者であります。

当該補欠の監査等委員である取締役につきましては、監査等委員である取締役が法令の定める員数を欠くことを就任の条件とし、その任期は前任者の残任期間といたします。

また、本決議の効力は次回定時株主総会開始のときまでとし、就任前に限り、監査等委員会の同意を得て、取締役会決議によりその選任を取り消すことができるものといたします。

なお、本議案に関しましては、監査等委員会の同意を得るとともに、当社における取締役の選定基準及び業務執行内容等を踏まえ、各候補者は当社の補欠の監査等委員である取締役として適任であるとの意見表明を受けております。

補欠の監査等委員である取締役の候補者は、次のとおりであります。

| 候補者<br>番 号                                                                                                                                             | 氏 名<br>( 生 年 月 日 )                            | 略 歴、地 位、担 当 及 び 重 要 な 兼 職 の 状 況                                                                                                       | 所 有 す る<br>当 社 株 式 の 数 |
|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|-----------------------------------------------|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|------------------------|
| 1                                                                                                                                                      | い ち か わ よ し の り<br>市 川 義 礼<br>(1960年 6 月21日生) | 1983年 4 月 当社入社<br>2006年 4 月 ゼトラ株式会社A F I 副部長<br>2008年11月 広州捷多商貿有限公司総経理<br>2014年 4 月 ゼットクリエイト株式会社生産管理部長<br>2021年 4 月 当社内部監査室長<br>現在に至る | 0株                     |
| 補欠の監査等委員である取締役候補者とした理由<br>市川義礼氏は、当社製造・輸出入部門における要職や海外子会社代表を歴任するとともに、内部監査部門責任者としての経験も有しており、その知識や経験を当社の監査体制に活かしていただくため、補欠の監査等委員である取締役としての選任をお願いするものであります。 |                                               |                                                                                                                                       |                        |

| 候補者<br>番 号                                                                                                                                                                                           | 氏 名<br>( 生 年 月 日 )                           | 略 歴、 地 位、 担 当 及 び 重 要 な 兼 職 の 状 況                                                                                                                                                                                                                              | 所 有 す る<br>当 社 株 式 の 数 |
|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|----------------------------------------------|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|------------------------|
| 2                                                                                                                                                                                                    | みず の く み こ<br>水 野 久 美 子<br>(1960年 3 月 19 日生) | 1982年 4 月 日本火災海上保険株式会社<br>(現 損害保険ジャパン株式会社) 入社<br>1991年10月 青山監査法人入所<br>1995年 3 月 公認会計士登録<br>1995年 5 月 公認会計士事務所開設<br>税理士登録<br>2015年 6 月 東洋シヤッター株式会社社外取締役<br>2025年 3 月 多木化学株式会社社外取締役<br>現在に至る<br><br>(重要な兼職の状況)<br>水野会計事務所所長<br>東洋シヤッター株式会社社外取締役<br>多木化学株式会社社外取締役 | 0株                     |
| 補欠の監査等委員である社外取締役候補者とした理由及び期待される役割の概要<br>水野久美子氏は、公認会計士や監査法人等での豊富な経験により培われた財務・会計に関する高度な専門性並びに公認会計士事務所所長としての経営に関する高い見識を、当社取締役の職務執行に対する監督・助言や監査体制の強化に活かしていただくことを期待し、補欠の監査等委員である社外取締役としての選任をお願いするものであります。 |                                              |                                                                                                                                                                                                                                                                |                        |

- (注) 1. 各補欠の監査等委員である取締役候補者と当社との間に特別の利害関係はありません。
2. 補欠の監査等委員である取締役候補者水野久美子氏は、補欠の社外取締役候補者であります。
3. 当社と水野会計事務所、東洋シヤッター株式会社及び多木化学株式会社との間に取引関係はありません。
4. 水野久美子氏は、公認会計士として企業会計に精通し、会社経営を統治する十分な見識を有しておられることから、社外取締役としての職務を適切に遂行いただけるものと判断しております。
5. 当社は、水野久美子氏が監査等委員である社外取締役に就任された場合、同氏との間で会社法第427条第1項の規定に基づく同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結する予定であります。当該契約に基づく責任の限度額は、当社定款の定めにより法令が規定する最低責任限度額といたします。
6. 当社は、保険会社との間で会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を締結しており、当社取締役を含む被保険者がその職務の執行に関し責任を負うこと、又は当該責任の追及に係る請求を受けることによって生ずることのある損害を、当該保険契約により保険会社が填補することとしております。各候補者が監査等委員である取締役に就任された場合には、当該保険契約の被保険者となります。また、当該保険契約は次回更新時においても同内容での更新を予定しております。
7. 当社は、水野久美子氏が監査等委員である社外取締役に就任した場合、東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出る予定であります。

## 第5号議案 取締役(監査等委員である者を除く。)の報酬額改定の件

当社の取締役(監査等委員である者を除く。)の報酬額は、2015年6月26日開催の第66回定時株主総会において、月額15百万円以内と決議いただき今日に至っておりますが、経営体制の強化のため取締役(監査等委員である者を除く。)を1名増員することや、その後の経済情勢の変化等諸般の事情も考慮し、月額20百万円以内と改定させていただきたいと存じます。

また、取締役(監査等委員である者を除く。)の報酬額には、従来どおり使用人兼務取締役の使用人分給与は含まないものといたしたいと存じます。

本議案は、当社の事業規模、役員報酬体系やその支給水準、現在の役員の員数及び今後の動向等を総合的に勘案しつつ取締役会にて決定しており、相当であると判断しております。また、当社の取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針は、事業報告(42～43頁)に記載のとおりであります。

現在の取締役(監査等委員である者を除く。)は7名であります。第2号議案「取締役(監査等委員である者を除く。)8名選任の件」が原案どおり承認可決されますと、取締役(監査等委員である者を除く。)は8名となります。

なお、本議案につきまして、監査等委員会からも審議の結果、相当である旨の意見を得ております。

## 第6号議案 役員賞与支給の件

当事業年度末時点の取締役(監査等委員である者を除く。)7名及び監査等委員である取締役3名に対し、当事業年度の業績等を勘案して、役員賞与を総額35百万円(取締役(監査等委員である者を除く。)分33百万円、監査等委員である取締役分2百万円)を支給したいと存じます。

本議案は、会社業績等を総合的に勘案しつつ取締役会にて決議しており、その内容は事業報告(42～43頁)に記載の決定方針に整合しており相当であると判断しております。また、監査等委員会は、取締役(監査等委員である者を除く。)の賞与に関して、当事業年度における業務執行状況及び業績等を評価したうえで、妥当であると判断しております。

なお、各取締役(監査等委員である者を除く。)及び監査等委員である取締役に支給する金額は、取締役(監査等委員である者を除く。)については取締役会に、監査等委員である取締役については監査等委員である取締役の協議にご一任願いたいと存じます。

## 第7号議案 当社株式の大量取得行為に関する対応方針(買収への対応方針) 更新の件

当社は、2023年6月29日開催の当社第74回定時株主総会において、「当社株式の大量取得行為に関する対応方針(買収防衛策)更新の件」(以下、「現ルール」といいます。)をご承認いただきましたが、現ルールの有効期間は「当社第74回定時株主総会終結のときから2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結のときまで」とされており、そこで、現ルールの有効期間満了を迎えるにあたり、当社では現ルール導入後の市場環境や経営環境の変化、買収防衛策をめぐる諸々の動向及び様々な議論の進展を踏まえ、当社の企業価値ひいては株主共同の利益を確保・向上させるための取組みの一つとして、現ルールの在り方について検討してまいりました。その結果、2025年5月15日開催の当社取締役会において、現ルールを更新(以下、更新後の「当社株式の大量取得行為に関する対応方針(買収への対応方針)」を「本ルール」といいます。)すること、そのことを本総会に付議することを決議いたしましたので、本ルールについて、新たな有効期限を規定し、株主の皆様にご承認をお願いするものであります。

当該決議は、監査等委員である社外取締役2名を含むすべての取締役の賛成により、本総会に付議することが決定されたものです。なお、本ルールへの更新に際しては、ルールの名称を「当社株式の大量取得行為に関する対応方針(買収防衛策)」から「当社株式の大量取得行為に関する対応方針(買収への対応方針)」に変更するとともに、近時の買収への対応方針に関する裁判例や実務動向等を踏まえ、現ルールの内容について見直しを行っております。

### 1. 当社における企業価値向上の取組み及び本ルール採用の目的について

#### (1) 当社における企業価値向上の取組み

当社グループでは、社是「企業の永続と繁栄」「個人の幸福と人格の向上」「業を通じて社会に奉仕する」、社訓「サービス精神に徹する」「機を尊ぶ」「計画して行う」「自己啓発」「困難に挑戦する」、そして、企業理念「スポチュニティ(スポーツを通じて、地域社会に喜びと健康やふれあいの機会を提供し、調和をもたらすこと。)」のもと、「社会に新しい価値を創造するスポーツ&ライフスタイル企業」をビジョンに掲げ、持続的な成長と中長期的な企業価値向上に努め、スポーツ分野における事業活動を通じて、株主の皆様をはじめとする利害関係者の方々の期待に応えるとともに、社会的責任を全うすることを目標とし

ております。

また、目標に沿った中期経営計画を定めるとともに、スローガンとして「一致結束をより強固にし、スポーツ総合商社として、周りの信頼と信用を高めながら、会社も個人もより高みを目指していく」を掲げ、その方針として「長期的に利益を稼ぎ続ける仕組みと風土づくり」「売上拡大のための成長戦略」「経営効率化のための構造改革」「経営基盤（人材・物流・DX）の強化」「E S G経営の推進」の5つを定めております。

この目標及び方針を達成し企業価値を高めるためには、株主や投資家の皆様に対しては、公正かつタイムリーな情報開示を進め、経営の透明性向上を目指し、意思決定の迅速化、株主重視の公正な経営を徹底していくことが不可欠であり、コーポレート・ガバナンスの確立が最重要課題と認識しております。また、コンプライアンスにつきましては、ゼットグループ「倫理規範」、「行動規範」を制定し、経営陣だけではなく、全従業員が認識し実践することが重要であると考えており、役員及び従業員のより一層のレベルアップを図っております。

## (2) 本ルール採用の目的

以上のとおり、当社としましては、企業価値を向上させ、株主共同の利益を確保・向上させるための施策に邁進する所存ですが、昨今のわが国の資本市場においては、株主・投資家等を買付目的や買付後の経営戦略等についての十分な情報開示が行われることもないまま、突如として大量取得行為が行われたり、大量取得者の一方的な考えに基づき買付行為を進める事例が少なからず見受けられます。

もとより、当社としましては大量取得行為が当社の企業価値の向上、株主共同の利益に資するものであれば当該行為を否定するものではありません。しかし、このような濫用的な大量取得行為においては、株主の皆様が大量取得者の提示する買付価格の妥当性等をはじめとして、大量取得行為の内容について検討するに足る情報や時間が与えられないまま判断を迫られるケースも想定され、その結果、対象企業の企業価値や株主共同の利益を損なう可能性も否定できません。大量取得行為がなされることを受け入れるかどうかの判断は、いうまでもなく、当社株主の皆様によってなされるべきものであり、そのためには、かかる大量取得行為が行われる際に、大量取得者から当該大量取得行為の内容、目的、将来にわたる経営戦略等、株主の皆様が大量取得行為を受け入れるか否かを判断するのに必要な情報及び判断のための十分な時間が提供される必

要があります。

一方で、2025年3月31日現在において、当社役員及びその関係者により当社の発行済株式の約31.6%が保有されておりますが、当社役員及びその関係者が各々の事情に基づき今後当社株式の譲渡その他処分を行うことにより、それらの当社株式の保有割合が減少し、流動性がさらに増大する可能性も否定できません。また、それ以外の当社株式の多くは個人株主の皆様や信託銀行等の機関投資家、国内法人、外国法人等の皆様により保有されておりますため、結果として企業価値ひいては株主共同の利益の確保に反する株券等の大量の買付がなされる可能性が存することとなります。

こうした観点から、当社は、企業価値及び株主共同の利益の確保と向上のために、大量取得行為及びその提案がなされた場合におけるルールを以下のとおり策定いたしました。

## 2. 本ルールの内容

### (1) 本ルールの概要

本ルールの概要は、①大量取得者は、大量取得行為に先立ち、株主の皆様が当該大量取得行為を受け入れるか否かを検討するために必要かつ十分な情報として、当社取締役会が本ルールに従って求める情報を提供しなければならない、②提供された情報に基づき、当社取締役会、特別委員会が当該大量取得行為について評価検討を行うための期間を設け、かかる期間が経過するまでは大量取得行為を開始することができない、③大量取得者が本ルールに従わない場合等、当社取締役会は、当社株主の皆様の利益を守るため、特別委員会の助言・勧告を最大限尊重して後述する対抗措置を執る場合がある、というものです。

本ルールの具体的な内容は、以下のとおりであります。

### (2) 対象となる大量取得行為

本ルールにおいて、「大量取得行為」とは、以下の①から③のいずれかに該当する行為をいいます。また、かかる買付行為を行う又は行おうとする者を「大量取得者」といいます。なお、大量取得行為は、市場取引、公開買付等の具体的な買付方法の如何を問いません。また、大量取得行為、大量取得者のいずれについても事前に当社取締役会が同意したものを除くものとします。

- ① 特定株主グループ(注1)の議決権割合(注2)を20%以上とすることを目的とする当社株式等(注3)の買付行為
- ② 結果として特定株主グループの議決権割合が20%以上となる当社株式等の買付行為
- ③ 当社の特定株主グループが、当社の他の株主(複数である場合も含む。)との間で行う行為であり、かつ、(i)その行為の結果、他の株主が特定株主グループの共同保有者となる合意その他の行為、又は(ii)特定株主グループと他の株主との間で、実質的な支配関係や、共同若しくは協調して行動する関係を樹立する行為(注4)  
但し、(i)(ii)のいずれも、当社株式等につき特定株主グループの株主と他の株主の株式等保有割合の合計が20%以上となるような場合に限るものとします。

(注1)特定株主グループとは、以下のいずれかに該当する者をいいます。

- ① 当社の株式等(金融商品取引法第27条の23第1項に規定する株式等をいいます。)の保有者(同法第27条の23第1項に規定する保有者をいい、同条第3項に基づき保有者に含まれる者を含みます。)及びその共同保有者(同法第27条の23第5項に規定する共同保有者をいい、同条第6項に基づき共同保有者とみなされる者を含みます。)
- ② 当社の株式等(同法第27条の2第1項に規定する株券等をいいます。)の買付等(同法第27条の2第1項に規定する買付等をいい、取引所金融商品市場において行われるものを含みます。)を行う者及びその特別関係者(同法第27条の2第7項に規定する特別関係者をいいます。)
- ③ ①又は②の関係者((i)①若しくは②の者との間にファイナンシャル・アドバイザー契約を締結している投資銀行、証券会社その他金融機関を含む①若しくは②の者と実質的利益を共通にしている者、(ii)公開買付代理人、弁護士、会計士、税理士その他のアドバイザー、又は(iii)①若しくは②の者が実質的に支配する、若しくはこれらの者と共同若しくは協調して行動する者として当社取締役会が合理的に認めた者)

(注2)議決権割合とは、特定株主グループの具体的な買付方法に応じて、①特定株主グループが当社の株式等(金融商品取引法第27条の23第1項に規定する株券等をいいます。)の保有者及びその共同保有者である場合の当該保有者の株式等保有割合(同法第27条の23第4項に規定する株券保有割合をいいます。この場合においては、当該保有者の共同保有者の保有株式等の数(同項に規定する保有株券等の数をいいます。)も計算上考慮されるものとします。)又は、②特定株主グループが当社の株式等(同法第27条の2第1項に規定する株券等をいいます。)の大規模買付者及びその特別関係者である場合の当該大規模買付者及び当該特別関係者の株式等保有割合(同法第27条の2第8項に規定する株券等保有割合をいいます。)の合計をいいます。

かかる議決権割合の計算上、以下のいずれかに該当する者は、特定株主グループの共同保有者とみなし、その保有株式等を特定株主グループの保有株式等を含めるものとします。

- (i)同法第27条の2第7項に定義される特別関係者
- (ii)当該特定の株主との間でファイナンシャル・アドバイザー契約を締結している投資銀行、証券会社その他の金融機関並びに当該特定の株主の公開買付代理人、主幹事証券会社、弁護士、会計士、税理士その他のアドバイザー

(iii) 上記(i)及び(ii)に該当する者から市場外の相対取引又は東京証券取引所の市場内立会外取引(ToSTNeT-1)により当社株券等を譲り受けた者

また、かかる議決権割合の計算上、共同保有者(本ルールにおいて共同保有者とみなされるものを含みます。以下、同じです。))は、本ルールにおいては当該特定の株主の特別関係者とみなします。

各株式等保有割合の算出に当たっては、総議決権及び発行済株式の総数は、有価証券報告書、四半期報告書及び自己株券買付状況報告書のうち直近に提出されたものを参照することができます。

(注3) 株式等とは、金融商品取引法第27条の23第1項に規定する株券等をいいます。

(注4) 特定株主グループと他の株主との間で、実質的な支配関係や、共同若しくは協調して行動する関係を樹立されたか否かの判定は、新たな出資関係、業務提携関係、取引ないし契約関係、役員兼任関係、資金提供関係、信用供与関係、デリバティブや貸株等を通じた当社株券等に関する実質的な利害関係等の形成や、当該特定株主グループ及び当該他の株主が当社に対して直接・間接に及ぼす影響等を基礎として行うものとします。

### (3) 特別委員会の設置

当社は、本ルールの運用の適正性を確保するため、及び大量取得行為が行われる際に当社取締役会が行う判断の公正性、透明性を確保するため、当社取締役会から独立した第三者機関として、特別委員会を「別紙1」に定める概要により設置いたします。

特別委員会は、当社監査等委員である社外取締役(社外取締役の補欠者を含む。))により構成され、当社は、大量取得行為について、特別委員会に諮問するものとし、特別委員会は、大量取得者から提供される情報が十分か否か等の判断並びに対抗措置の発動の可否についての当社取締役会への助言・勧告等を行うほか、当社企業価値及び株主共同の利益の維持・向上の観点から、大量取得行為及び本ルールの見直し等について当社取締役会に助言・勧告することができます。

### (4) 大量取得者からの情報の提供

大量取得者による情報提供は、以下の手続により行っていただきます。

#### ア. 意向表明書の提出

大量取得者には、大量取得行為に先立ち、まず、当社宛てに、大量取得者の名称、住所、設立準拠法、代表者の氏名、国内連絡先、提案する大量取得行為の概要及び当該大量取得行為を本ルールに基づいた手続により行う旨の誓約文言が記載された当社の定める書式による書面(以下、「意向表明書」といいます。))をご提出いただきます。

#### イ. 当社からの情報提供の要求

当社は、大量取得者からの意向表明書受領後10営業日以内に、以下の各号に定める大量取得者の買付内容の検討に必要なかつ十分な情報

(以下、「本必要情報」といいます。)のリスト(以下、「本必要情報リスト」といいます。)を当該大量取得者に交付いたします。

当社取締役会が求める本必要情報は、大量取得者の属性及び大量取得行為の具体的状況によって異なりますが、一般的には以下の項目を含みます。

- ① 大量取得者及びそのグループの詳細(事業内容、資本構成、財務内容、当社の事業と同種の事業についての経験等に関する情報を含みます。)
- ② 大量取得行為の目的、方法及び内容
- ③ 買付価格の算定根拠
- ④ 買付資金の裏付け(買付資金の提供者の具体的名称、調達方法等を含みます。)
- ⑤ 大量取得行為完了後に意図する当社に対する経営方針、事業計画、財務計画、資本政策、配当政策、資産活用策等
- ⑥ 大量取得行為完了後に当社の企業価値を継続的、安定的に向上させるための施策及び当該施策が当社の企業価値を向上させると認める根拠
- ⑦ 当社の取引先、従業員、顧客、地域社会その他の利害関係者に対する大量取得行為完了後の処遇の変更の有無及びその内容
- ⑧ その他当社取締役会若しくは特別委員会が合理的に必要と認める情報

ウ. 大量取得者による情報の提供及び開示

大量取得者は本必要情報リストの交付後、当社取締役会若しくは特別委員会が定める回答期限までに本必要情報を当社宛てに当社の定める書式によりご提出いただきます。

なお、当初提出していただいた情報だけでは不足していると当社取締役会又は特別委員会が合理的に判断した場合は、当社取締役会又は特別委員会において回答期限を定めて追加的に情報を提供していただくことがあります。但し、大量取得者が回答を行う期間(以下、「情報提供期間」といいます。)は、本必要情報リスト発送日から起算して60日を上限として設定され、本必要情報が十分に揃わない場合でも情報提供期間が満了したときは、大量取得者との情報提供に係るやりとりを終了し、後記(5)の手続に入るものとします。

また、大量取得行為の提案があった事実及び当社取締役会に提供された本必要情報が当社株主の皆様の判断のために必要であると判断される場合、当社取締役会が適切と判断した時点で、適切と判断する事項を適宜の方法により公表いたします。

(5) 当社取締役会による評価・検討

ア. 当社取締役会は、大量取得者が本必要情報の提供を行ったと判断できる場合、又は情報提供期間が満了した場合には、その旨開示し、その日から最大60日(対価を現金(円貨)のみとする公開買付による当社全株式の買付の場合)又は90日(その他の方法による買付の場合)が経過するまでの期間、大量取得者の提案に関する評価、検討、交渉、意見形成及び代替案立案を行います(以下、同期間を「取締役会評価期間」といいます。)。従って、大量取得者は、取締役会評価期間が経過するまでの間、大量取得行為を開始することができないものとします。

また、当社取締役会は、大量取得者から意向表明書の提出がなされた後、特別委員会に対して、速やかに大量取得行為の提案があった事実を通知するとともに、本必要情報の提供を受けた場合にも、速やかに本必要情報を特別委員会に提出いたします。

イ. 取締役会評価期間中、当社取締役会は、当該大量取得行為が当社の企業価値及び株主共同の利益を著しく損なうと認められるか、また対抗措置を発動することができるか否か等につき特別委員会に諮問するものとし、特別委員会は、取締役会評価期間中、本必要情報を分析評価し、大量取得行為に対し当社取締役会が一定の対抗措置の発動するか否かを判断する際等に助言・勧告を行うものとします。なお、特別委員会は、その助言・勧告の概要、その他特別委員会が適切と判断する事項につき、決議後速やかに公表を行います。

当社取締役会は、大量取得者から提供された本必要情報を十分に評価検討し、当社取締役会としての意見を形成し、公表いたします。さらに必要と認めれば、大量取得者に対する更なる情報提供等の申入れや当社取締役会としての株主の皆様に対する代替案の提示を行います。なお、このとき、当社取締役会は特別委員会の助言・勧告を最大限尊重します。

ウ. 当社取締役会は、取締役会評価期間を延長する必要があると合理的に判断される場合には、取締役会評価期間を最大30日間延長することができるものとし、大量取得行為は、延長後の取締役会評価期間の終

了後に開始されるべきものとします。この場合、当社取締役会は、取締役会評価期間を延長するに至った理由、延長期間その他適切と認める事項について、決議後速やかに公表を行います。

### 3. 大量取得行為がなされた場合の対応

#### (1) 大量取得者が本ルールを遵守しない場合

大量取得者が本ルールを遵守しない場合は、具体的な買付方法の如何にかかわらず、当社取締役会は、当社及び株主の皆様の利益を守ることを目的として、法令及び当社定款に基づき、大量取得行為への対抗措置を執る場合があります。

具体的な対抗措置の内容は、新株予約権の株主無償割当て(その概要については「別紙4」をご参照ください。)を予定しておりますが、その時点で当社取締役会が最適と判断する別の方法を執ることがあります。対抗措置の発動の適否は下記(3)に従い決定いたします。

#### (2) 大量取得者が本ルールを遵守した場合

大量取得者が本ルールを遵守した場合には、当社取締役会は仮に当該大量取得行為に反対であっても、当該大量取得行為に対する反対意見の表明や代替案の提示等により当社株主の皆様に当該大量取得行為に応じない旨説得するに留め、原則として当該大量取得行為に対する対抗措置は執りません。かかる場合、大量取得行為に応じるか否かは、株主の皆様ご自身が当該大量取得行為の提案及び当社取締役会の提示する意見や代替案を比較検討され、ご判断いただくこととなります。

但し、大量取得者が本ルールを遵守する場合であっても、当該大量取得行為が当社に回復しがたい損害をもたらすと認められる場合や当社の企業価値及び株主共同の利益を著しく損なうと当社取締役会が判断した場合には(該当する主な類型につきましては、「別紙3」をご参照ください。)、当社取締役会は当社の企業価値及び株主共同の利益を守るため、上記(1)と同じく、一定の対抗措置を執ることがあります。この場合も、下記(3)に従い、対抗措置発動の適否を決定いたします。

#### (3) 対抗措置発動の適否

対抗措置の発動の適否は、株主の皆様におかれて、当該大量取得行為が、当社の企業価値を高め株主共同の利益を図るものかをご判断いただき決定すべき事項であると考えますので、原則として対抗措置発動の適否に関する株主意思の確認のための株主総会(以下、「株主意思確認総会」といいます。(注5))を開催したうえ、当社取締役会は、当該株主意思確認総会の判断に従って決議を行います。但し、例えば、株主意思

確認総会を開催する時間が存しなかったり、株主の皆様が買付の是非を判断するために必要な情報を確保することができなかったりする場合などには例外的に、当社取締役会は、特別委員会に対する諮問を経て、取締役としての善管注意義務に従い、株主意思確認総会を経ることなく、対抗措置の発動を決定することがあります。なお、当社取締役会が対抗措置発動の決定を行った場合、当該決議の内容その他当社取締役会が適切と判断する事項、及び特別委員会が当社取締役会よりの諮問を受け行った助言・勧告の概要、その他特別委員会が適切と判断する事項について、速やかに公表を行います。

(注5)株主意思確認総会は、本件新株予約権の無償割当ての実施にかかる取締役会決議後、本件新株予約権の無償割当ての効力発生日前に開催されるものを含みます。

#### (4) 対抗措置の中止又は撤回

当社取締役会は、対抗措置の発動を決定した後であっても、大量取得行為の内容の変更又は撤回等、対抗措置の発動の前提となる事実に変化が生じた等の理由により、当該大量取得行為が当社に回復しがたい損害をもたらすことが明らかである行為であると認められなくなった場合、又は対抗措置をとることが相当ではないと判断される場合には、特別委員会に対する諮問を経て、対抗措置の発動に係る決議を中止又は撤回することができるものとします。

具体的には、対抗措置として新株予約権の株主無償割当てを行うことを決議していた場合には、当社取締役会が効力発生日の前日までの間に新株予約権無償割当ての実施を中止し、又は効力発生日以降権利行使開始日の前日までの間に割り当てられた新株予約権を無償にて当社が取得することがあります。

### 4. 本ルール of 合理性

#### (1) 企業買収への対応方針に関する指針の要件を完全に充足していること

本ルールは、経済産業省及び法務省が2005年5月27日に発表した「企業価値・株主共同の利益の確保又は向上のための買収防衛策に関する指針」の定める三原則(企業価値・株主共同の利益の確保・向上の原則、事前開示・株主意思の原則、必要性・相当性確保の原則)を完全に充足しております。

また、企業価値研究会が2008年6月30日に発表した「近時の諸環境の変化を踏まえた買収防衛策の在り方」、経済産業省が2023年8月31日に発表した「企業買収における行動指針―企業価値の向上と株主利益の確保に向けて―」の定める三原則(企業価値・株主共同の利益の原則、株主意思の原則、透明性の原則)、及び、株式会社東京証券取引所が2015年6月1日に導入したコーポレートガバナンス・コード(2021年6月11日最終改訂)の原則(原則1－5及び補充原則1－5①)を踏まえた内容となっております。

- (2) 株主共同の利益の確保・向上の目的をもって採用されていること

本ルールは、上記1(2)「本ルール採用の目的」において記載したとおり、株主の皆様が大量取得行為を受け入れるか否かを判断し、あるいは当社取締役会が代替案を提示するために必要な情報や時間を確保することを可能とすることにより、当社の企業価値ひいては株主共同の利益を確保し、向上させるという目的をもって採用されるものです。

- (3) 株主意思を重視するものであること

当社は、定時株主総会において、本ルールを採用することについて、株主の皆様のご承認を諮り、本ルールに関する株主の皆様のご意思を確認させていただく予定であり、本総会において、出席株主の議決権の過半数のご賛同が得られなかった場合には、本ルールは採用しないものいたします。そして、本総会で本ルールが承認された場合の本ルールの有効期間は、本総会終結のときから2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結のときまでとする予定であり、当社は、有効期間の満了時に、再度定時株主総会において株主の皆様の本ルールの更新の可否についてご決議いただく予定としております。このように本ルールは、株主の皆様のご意思が反映されるものとなっております。

- (4) 独立性の高い社外者の判断の重視

当社は、本ルールの採用にあたり、当社取締役会の恣意的判断を排除し、株主の皆様のために本ルールの運用や対抗措置の発動等に際して判断を客観的に行う機関として、特別委員会を設置しました。

特別委員会は、当社監査等委員である社外取締役(社外取締役の補欠者を含む。)により構成され、大量取得者から提供される情報が十分か否か等の判断並びに対抗措置の発動の可否についての当社取締役会への助言・勧告等を行うほか、当社企業価値及び株主共同の利益の維持・向上の観点から、大量取得行為及び本ルールの見直し等について当社取締

役会に助言・勧告することができます。

このように、特別委員会によって、当社取締役会が恣意的に本ルールの運用を行うことがないよう、厳しく監視するとともに、同委員会の判断の概要について株主の皆様公表することとされており、当社の企業価値・株主共同の利益に適うように本ルールの運用が行われる仕組みが確保されております。

(5) 合理的な客観的要件の設定

本ルールに基づく対抗措置は、上記 2 及び 3 において記載したとおり、予め定められた合理的かつ詳細な客観的要件が充足されなければ発動されないように設定されており、当社取締役会による恣意的な対抗措置の発動を防止するための仕組みを確保しているものといえます。

(6) 第三者専門機関の意見の取得

「別紙 1」「特別委員会の概要」に記載したとおり、特別委員会は、当社の費用で、独立した第三者(ファイナンシャル・アドバイザー、公認会計士、弁護士、コンサルタントその他専門家を含む。)の助言を得ること等ができることとされています。これにより、特別委員会による判断の公正さ・客観性がより強く確保される仕組みとなっています。

(7) デッドハンド型若しくはスローハンド型の対応方針ではないこと

後記 6 (4) のとおり、本ルールは当社の株主総会で選任された取締役で構成される取締役会により廃止することができるものとされており、当社の株式等を大量に買付けた者が当社株主総会で取締役を指名し、かかる取締役で構成される取締役会により、本ルールを廃止することが可能です。従って、本ルールは、デッドハンド型対応方針(取締役会の構成員の過半数を交代させてもなお、発動を阻止できない対応方針)ではありません。

また、当社は期差任期制を採用していないため、本ルールはスローハンド型対応方針(取締役会の構成員の交代を一度に行うことができないため、その発動を阻止するのに時間を要する対応方針)でもありません。

## 5. 株主及び投資家の皆様に与える影響等

(1) 本ルール採用時に株主及び投資家の皆様に与える影響等

本ルールの採用時点においては、新株予約権の発行等は行われませんので、株主及び投資家の皆様の権利に直接具体的な影響が生じることはありません。

本ルールは、株主の皆様が大量取得行為に応じるか否かを判断するために必要な情報や、現に当社の経営を担っている当社取締役会の大量取得行為に対する意見や代替案等を提供することにより、株主の皆様が大量取得者の提案を十分に吟味したうえで提案の応否を適切に判断する機会のほか、代替案の提示を受ける機会を保障することを目的としております。従いまして、本ルールを設けることは、株主及び投資家の皆様が適切な投資判断を行ううえでの前提になるものであり、株主及び投資家の皆様の利益に資するものであると考えております。

(2) 対抗措置発動時に株主及び投資家の皆様に与える影響等

大量取得者が本ルールを遵守しなかった場合、本ルールを遵守した場合でも大量取得行為が当社に回復しがたい損害をもたらすと認められる場合又は大量取得行為が当社の企業価値及び株主共同の利益を著しく損なうと認められる場合には、上記3に従い、当社取締役会は企業価値・株主共同の利益を守ることを目的として、別途設定する割当基準日における株主の皆様に対して、その保有する株式1株につき1個の割当て、新株予約権の無償割当てを行うことがあります。かかる割当てを受けた株主の皆様が、所定の権利行使期間内に、下記(3)記載の経手を経た場合には、株式の希釈化は生じません。同手続を経なかった場合、他の株主の皆様による新株予約権の行使に伴い、その保有する当社株式につき希釈化が生じますが、当社が新株予約権を当社株式と引き換えに取得する手続を取った場合には、株主の皆様は、下記(3)記載の手続を経ることなく、当社による新株予約権の取得の対価として当社株式を取得するため、こうした希釈化は生じません。

なお、当社は、本新株予約権の効力発生日までは、本新株予約権の無償割当てを中止し、本新株予約権の無償割当ての効力発生日後、本新株予約権の行使期間の初日の前日までは、無償割当てされた本新株予約権を無償取得する場合があります。これらの場合には、1株当たりの株式の価値の希釈化は生じませんので、1株当たりの株式の価値の希釈化が生じることを前提にして売買を行った株主及び投資家の皆様は、株価の変動により相応の損害を被る可能性があります。

当社は、大量取得行為やその提案がなされた場合や、当社取締役会が当該大量取得行為に対し具体的な対抗措置を発動することを決定した場合には、その詳細について速やかに公表するとともに、法令及び金融商品取引所規則等に基づき適時かつ適切に開示を行います。

(3) 対抗措置発動に伴って株主の皆様に必要な手続

対抗措置として株主割当てによる新株予約権の発行がなされる場合は、当社取締役会が定める割当基準日における最終の株主名簿に記録された株主の皆様へ新株予約権を割当てることとなります。

また、新株予約権の行使により株式を取得する場合には、所定の期間内に一定の金銭の払込みを行っていただく必要が生じる可能性があります。

6. 本ルールの有効期限等

(1) 本ルールは、2025年5月15日に開催された当社取締役会において、本総会で本ルールが承認されることを条件として、採用が決議されております。なお、当社の全監査等委員である取締役は、本ルールの具体的運用が適正に行われることを条件に本ルールに賛成しております。

(2) 当社は、本総会において、本ルールを採用することについて、株主の皆様のご承認を諮り、本ルールに関する株主の皆様のご意思を確認させていただき予定です。本総会において、出席株主の議決権の過半数のご賛同が得られなかった場合には、本ルールは採用しないものといたします。

(3) 本総会で本ルールが承認された場合の本ルールの有効期間は、本総会終結のときから2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結のときまでとする予定であり、当社は、有効期間の満了時に、再度株主総会において株主の皆様へ本ルールの更新の可否についてご決議いただく予定としております。

(4) 本ルールは、有効期間の満了前であっても、当社株主総会又は当社取締役会において、本ルールにつき廃止の決議がなされた場合、その時点で廃止されるものといたします。

(5) 当社取締役会は、関係諸法令の新設・改正及び金融商品取引所その他関係省庁等の対応の変化等により、株主共同の利益及び当社企業価値の維持・向上の観点から、必要に応じて本ルールを修正し、変更する場合があります。当社は、本ルールの廃止、修正又は変更がなされた場合、かかる事実及び変更等の内容その他必要な事項について、公表を速やかに行います。

## 別紙 1

### 特別委員会の概要

1. 特別委員会は、本ルールに関して、その運用の適正性を確保すること及び大量取得行為が行われる際に取締役会が行う判断の公正性、透明性を確保することを目的とする。
2. 特別委員会は、取締役会の決議により設置される。
3. 特別委員会の委員は3名以上とする。
4. 特別委員会の委員は、当社監査等委員である社外取締役(社外取締役の補欠者を含む。)の中から、取締役会がその決議により選任する。
5. 特別委員会の各委員の任期は、選任のときから2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結のときまでとする。但し、当社取締役会の決議により別段の定めをした場合は、この限りではない。また、監査等委員である社外取締役であった特別委員会の委員が、監査等委員である社外取締役でなくなった場合(再任された場合を除く。)は、特別委員会の委員としての任期も同時に終了するものとする。
6. 特別委員会は、当社取締役会が判断すべき事項について当社取締役会が特別委員会に諮問した事項に関して、助言・勧告を行うものとする。但し、当社企業価値及び株主共同の利益の維持・向上の観点から、大量取得行為、本ルールの見直し等について当社取締役会に助言・勧告することを妨げない。
7. 特別委員会の決議は、原則として特別委員会の委員全員が出席し、その過半数をもってこれを行う。但し、やむを得ない事由があるときは、特別委員会の委員の過半数が出席し、その過半数をもってこれを行う。
8. 特別委員会の各委員は、大量取得行為がなされた場合は、いつでも特別委員会を招集することができる。
9. 特別委員会は、当社の費用で、独立した第三者(ファイナンシャル・アドバイザー、公認会計士、弁護士、コンサルタントその他専門家を含む。)の助言を得ること等ができる。
10. 特別委員会は、必要な情報収集を行うため、当社の取締役(監査等委員を含む。)、従業員その他特別委員会が必要と認める者の出席を要求し、特別委員会が必要とする事項に関する説明を求めることができる。
11. 特別委員会は、大量取得者に対し、大量取得者が提出した本必要情報が、不十分であると判断したときは、追加的に情報を提出するよう求める。

## 別紙 2

### 特別委員会の委員の略歴

2025年6月26日開催の当社取締役会において、以下の3名を特別委員会の委員に選任する予定です。

○ 桑山 齊（くわやま ひとし）

弁護士法人御堂筋法律事務所代表社員弁護士

豊田合成株式会社社外監査役

ゼットクリエイト株式会社監査役

<略歴>

1990年4月 弁護士登録(大阪弁護士会)

御堂筋法律事務所入所

1997年4月 同事務所パートナー

2011年5月 マックスバリュ西日本株式会社社外監査役

2012年4月 大阪弁護士会副会長

2013年4月 京都大学法科大学院非常勤講師

2015年5月 マックスバリュ西日本株式会社社外取締役

2020年4月 弁護士法人御堂筋法律事務所代表社員弁護士

2020年6月 当社社外取締役(監査等委員)

2022年6月 豊田合成株式会社社外監査役

現在に至る

桑山齊氏は、会社法施行規則第2条第3項第7号に規定される要件を満たす社外取締役候補者であります。

なお、同氏と当社との間に特別の利害関係はありません。

- 衣目 修三（ころめ しゅうぞう）  
衣目公認会計士事務所会長  
ゼットクリエイト株式会社監査役  
＜略歴＞

1978年 3 月 公認会計士登録  
1978年 8 月 会計士事務所開設  
1978年10月 税理士登録  
1992年 6 月 当社社外監査役  
2015年 6 月 当社社外取締役（監査等委員）  
現在に至る

衣目修三氏は、会社法施行規則第2条第3項第7号に規定される要件を満たす社外取締役候補者であります。

なお、同氏と当社との間に特別の利害関係はありません。

- 水野 久美子（みずの くみこ）  
水野会計事務所所長  
東洋シャッター株式会社社外取締役  
多木化学株式会社社外取締役  
＜略歴＞

1982年 4 月 日本火災海上保険株式会社  
（現 損害保険ジャパン株式会社）入社  
1991年10月 青山監査法人入所  
1995年 3 月 公認会計士登録  
1995年 5 月 公認会計士事務所開設  
税理士登録  
2015年 6 月 東洋シャッター株式会社社外取締役  
2025年 3 月 多木化学株式会社社外取締役  
現在に至る

水野久美子氏は、会社法施行規則第2条第3項第7号に規定される要件を満たす補欠の社外取締役候補者であります。

なお、同氏と当社との間に特別の利害関係はありません。

### 別紙 3

#### 当社の企業価値ひいては株主共同の利益を著しく損なうと認められる類型

1. 大量取得行為が、株式を買い占め、その株式について当社に対し高値で買取りを求めることを目的になされたと判断される場合。
2. 大量取得行為が、当社の経営を一時的に支配して、当社の重要な資産等を廉価に取得する等当社の犠牲のもとに大量取得者の利益を実現させる目的でなされたと判断される場合。
3. 大量取得行為が、主として当社の資産を大量取得者やそのグループ会社等の債務の担保や弁済資金として流用することを目的になされたと判断される場合。
4. 大量取得行為が、当社の経営を一時的に支配し、当社の保有する不動産、有価証券等の高額資産等を処分させ、その処分利益をもって一時的な高額配当をさせるか、一時的な高額配当による株価の急上昇の機会を狙って、保有する株式等を高値で売り抜けること等を目的になされたと判断される場合。
5. 大量取得者の提案する当社の株式の買付条件(買付対価の価格及び種類、当該金額の算定根拠、買付等の時期等)が当社の企業価値に照らして著しく不十分又は不適切なものであると判断される場合。
6. 大量取得者の提案する当社の株式の買付方法が、いわゆる強圧的二段階買付(最初の買付で当社の全株式の買付を勧誘することなく、二段階目の買付条件を株主に対して不利に設定し、あるいは明確にしないで、公開買付等の株式買付を行うことをいいます。)等の株主の判断の機会又は自由を制約し、事実上、株主に当社の株式の売却を強要するおそれがある買付であると判断される場合。
7. 大量取得行為が、当社の企業価値を生み出すうえで必要不可欠な当社の従業員、提携先・取引先との関係や当社の企業文化を破壊する結果又は当社株主、従業員その他の利害関係人の利益を著しく毀損する結果をもたらすおそれがある等の理由により、当社の企業価値ひいては株主共同の利益に反する重大な結果をもたらすおそれがあると判断される場合。

## 別紙 4

### 新株予約権の無償割当ての概要

#### 1. 発行する新株予約権の数

当社取締役会における新株予約権の発行決議(以下、「新株予約権発行決議」という。)において、当社取締役会が別途定める一定の日(以下、「割当基準日」という。)における当社の最終の発行済株式総数(但し、同時点において当社が保有する当社の普通株式の数を除く。)を上限とする。

#### 2. 割当対象株主

割当基準日における当社の最終の株主名簿に記録された株主に対し、その保有する当社株式(但し、同時点において当社が有する当社の普通株式の数を除く。)1株につき新株予約権1個の割合で新株予約権を割り当てる。

#### 3. 新株予約権の発行価額

新株予約権の発行価額は無償とする。

#### 4. 新株予約権の無償割当ての効力発生日

新株予約権発行決議において当社取締役会が別途定める日とする。

#### 5. 新株予約権の目的となる株式の種類及び数

新株予約権の目的となる株式の種類は当社普通株式とし、新株予約権1個当たりの目的となる株式の数は1株とする。但し、当社が株式分割又は株式併合を行う場合は所要の変更を行うものとする。

#### 6. 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

新株予約権の行使に際してする出資の目的は金銭とし、新株予約権の行使に際して出資される財産の株式1株当たりの価額は、下限を金1円とし、当社取締役会が新株予約権発行決議において別途定める額とする。

#### 7. 新株予約権の行使期間

新株予約権無償割当て決議において当社取締役会が別途定めた日を初日(以下、かかる行使期間の初日を「行使期間開始日」という。)とし、1ヶ月間から3ヶ月間までの範囲で新株予約権無償割当て決議において当社取締役会が別途定める期間とする。但し、下記9項の規定に基づき当社が新株予約権を取得する場合、当該取得に係る新株予約権の行使期間は、当該取得日の前日までとする。また、行使期間の最終日が行使に際して払い込まれる金銭の払込取扱場所の休業日にあたるときは、その前営業日を最終日とする。

#### 8. 新株予約権の譲渡制限

新株予約権の譲渡については、当社取締役会の承認を要する。

#### 9. 当社による新株予約権の取得

- ① 当社は、新株予約権の行使期間開始日の前日までの間いつでも、当社が新株予約権を取得することが適切であると当社取締役会が認めるときは、

当社取締役会が別途定める日をもって、すべての新株予約権を無償で取得することができる。

- ② 当社は、当社取締役会が別途定める日の到来をもって、大量取得者を含む議決権割合が20%以上となる特定株主グループに属する者(予め当社取締役会が同意した者を除く、以下、「非適格者」という。)以外の者が有する新株予約権のうち、当該日の前営業日までに未行使の新株予約権のすべてを取得し(その一部の取得は認められない。)、これと引き換えに新株予約権1個につき当社普通株式1株を交付することができる。また、かかる取得がなされた日以降に、新株予約権を有する者のうち非適格者以外の者が存在すると当社取締役会が認める場合には、上記の取得がなされた日より後の当社取締役会が定める日の到来日をもって、当該者の有する新株予約権のうち当該当社取締役会が定める日の前日までに未行使のものをすべて取得し、これと引換えに、新株予約権1個につき対象株式数に相当する数の当社株式を交付することができるものとし、その後も同様とする。

10. 新株予約権の行使条件

大量取得者を含む議決権割合が20%以上となる特定株主グループに属する者(予め当社取締役会が同意した者を除く。)は新株予約権を行使することはできない。詳細については当社取締役会が別途定めるものとする。

11. 新株予約権の行使により当社株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金

新株予約権の行使により当社株式を発行する場合における増加する資本の額は、会社計算規則第40条に従い算出される資本金等増加限度額全額とし、資本準備金は増加しないものとする。

12. 新株予約権証券の発行

新株予約権に係る新株予約権証券は発行しないものとする。

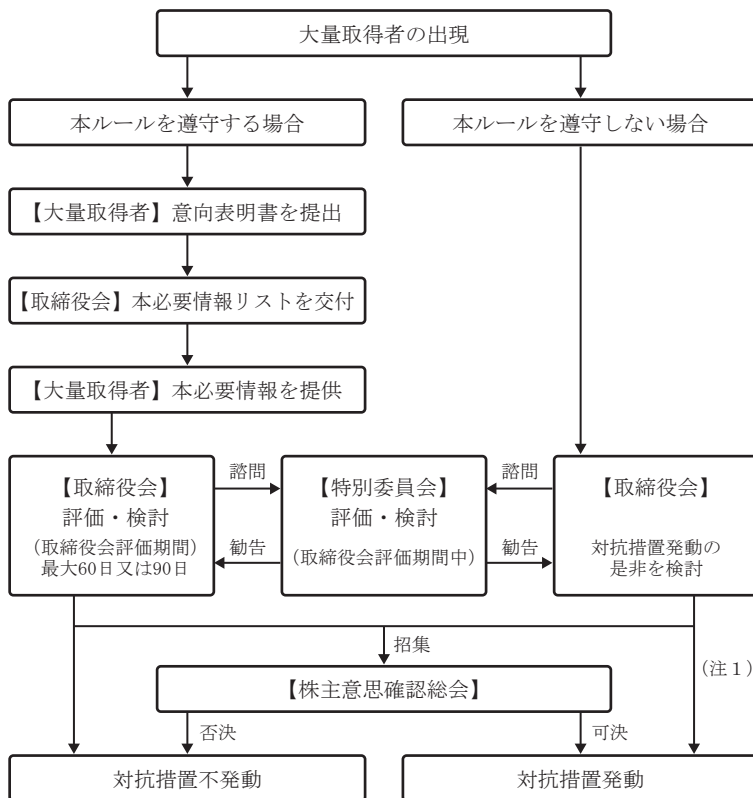
13. 新株予約権の行使方法等

新株予約権の行使に際して払込をなすべき額の払込取扱銀行及び払込取扱場所、行使の方法及び行使の請求場所、消却事由及び消却条件その他必要な事項については、新株予約権発行決議において、当社取締役会が別途定めるものとする。

14. 法令の改正等による修正

法令の新設又は改廃により、上記各項に定める条項ないし用語の意義等に修正を加える必要が生じた場合においては、当該新設又は改廃の趣旨を考慮の上、上記各項に定める条項ないし用語の意義等を適宜合理的な範囲内で読み替えるものとする。

# 本ルールの手続に関するフローチャート



(注1) 株主意思確認総会を開催する時間が存しなかったり、株主の皆様が買付の是非を判断するために必要な情報を確保することができない場合などには例外的に、当社取締役会は、特別委員会に対する諮問を経て、取締役としての善管注意義務に従い、株主意思確認総会を経ることなく、対抗措置の発動を決定することがあります。

(注2) 本フローチャートは、本ルールに関する手続の概要をわかりやすく説明するために、本ルールの内容を簡略化して作成されたものです。詳細につきましては、本文をご参照ください。

以 上

# 事業報告

( 2024年4月1日から  
2025年3月31日まで )

## 1. 企業集団の現況に関する事項

### (1) 当事業年度の事業の状況

#### ① 事業の経過及び成果

当連結会計年度におけるわが国経済は、雇用・所得環境の改善、インバウンド需要や企業の設備投資の増加等により、緩やかな回復の動きが見られましたが、物価上昇による消費マインドの低迷等により、先行きは不透明な状況が続いております。

このような状況の中で当社グループは、基本方針として「新しい価値の創造」「利益の創出と社会的使命の遂行」「人材の戦略的活性化」「次世代DX卸ビジネスモデルへ向けて」を定め、特に具体的な施策として「構造改革の更なる前進」「ESG経営の推進」の2つを進めました。「構造改革の更なる前進」については、①収益性の向上 ②利益を伴った売上拡大 ③在庫・物流改革に取組み、「ESG経営の推進」については、①環境への対応 ②社会との調和 ③ガバナンスの強化に取組みました。この方針及び施策のもとグループ各社一丸となり、企業価値向上並びに業績向上に努めました。

当連結会計年度においては、提案型営業により取引先との関係強化に努めることで取引基盤が拡大したことや、製造部門における商品力強化への取組みが売上増につながりました。その結果、当連結会計年度の売上高は55,309百万円(前期比6.5%増)、営業利益は1,072百万円(前期比22.4%増)、経常利益は1,273百万円(前期比24.6%増)となり、また、当社が保有する株式会社デサントの普通株式の公開買付け応募に伴う特別利益の計上等の結果、親会社株主に帰属する当期純利益は2,992百万円(前期比269.2%増)となりました。

#### 【卸売部門】

卸売部門のうち、スポーツ市場においては、健康志向や運動への関心の高まりを背景に、各種カテゴリー全般の需要は底堅い状況が続いております。野球・ソフトボール用品「ゼットベースボール」では、海外での日本人選手の活躍による野球人気の高まりを受け少年層の競技人口が増加し、店頭販売も好調に推移しました。サッカー

一用品では、フットウェアやアパレルを中心に販売が伸長し、卓球用品はインバウンド需要が引き続き牽引し好調でした。

ライフスタイル市場においては、スニーカー等の高機能シューズ、カジュアルシューズが好調に推移しました。アウトドア用品では、アパレル関連は堅調でしたが、用具類の購買意欲には落ち着きがみられました。

この結果、売上高は53,701百万円(前期比6.6%増)となりました。

### 【製造部門】

製造部門では、野球・ソフトボール用品「ゼットベースボール」において、高校野球新基準に適合した当社硬式金属製バットが、使用者からの高い評価や支持を得た結果、大会等における同製品の使用率が大幅に上昇しました。バスケットボール用品等の「コンバース」においては、新規展開したフェムテック用品である「ラクルナ」やレフリースニーカーが好調でした。一方で、製造部門の経営環境は、原材料価格の高騰や対米ドル円安状態の継続によって、製造原価は上昇傾向にあり、不透明かつ厳しい状況が続いております。

この結果、売上高は305百万円(前期比11.1%増)となりました。

### 【小売部門】

小売部門では、専門性の高い商品ラインアップの拡充や、質の高い接客サービスの提供を通じて顧客満足度の向上に努めましたが、昨年に比べて登山及びキャンプ用品に対する需要は引き続き落ち着いております。さらに、暖冬の影響を受け、特に防寒性に優れた高価格帯のアパレルの販売が伸び悩みました。

この結果、売上高は532百万円(前期比5.8%減)となりました。

### 【その他部門】

物流部門では、倉庫作業料収入は増加しましたが、外部受託業務の保管料収入は減少しました。また、拡大移転を行った関西物流センターも含め順調に稼働しております。

スポーツ施設運営部門は、株式会社ゼオスを2023年5月1日に外部へ事業譲渡し、2023年12月に当社と合併しました。

この結果、売上高は769百万円(前期比0.8%増)となりました。

<ご参考>

当社グループにおける事業・用品別の概況は次のとおりであります。

| 事業・用品別      | 金額     | 構成比   | 伸率   |
|-------------|--------|-------|------|
|             | 百万円    | %     | %    |
| スポーツ        | 35,077 | 63.4  | 5.5  |
| 野球・ソフトボール   | 10,115 | 18.3  | 5.0  |
| テニス・バドミントン  | 5,951  | 10.8  | 4.8  |
| サッカー・フットサル  | 4,916  | 8.9   | 6.5  |
| 卓球          | 3,698  | 6.7   | 14.4 |
| 学校体育・競技器具   | 2,608  | 4.7   | △2.6 |
| バスケットボール    | 1,662  | 3.0   | 8.8  |
| スイム         | 1,452  | 2.6   | 4.4  |
| その他         | 4,670  | 8.4   | 4.1  |
| ライフスタイル     | 17,823 | 32.2  | 8.1  |
| ウエルネス&ボディケア | 2,408  | 4.4   | 8.5  |
| 計           | 55,309 | 100.0 | 6.5  |

- ② 設備投資の状況  
特記すべき事項はありません。
- ③ 資金調達の状況  
特記すべき事項はありません。
- ④ 事業の譲渡、吸収分割又は新設分割の状況  
該当事項はありません。
- ⑤ 他の会社の事業の譲受けの状況  
該当事項はありません。
- ⑥ 吸収合併又は吸収分割による他の法人等の事業に関する権利義務の承継の状況  
該当事項はありません。
- ⑦ 他の会社の株式その他の持分又は新株予約権等の取得又は処分の状況  
該当事項はありません。
- ⑧ 重要な後発事象に関する注記  
該当事項はありません。

## (2) 財産及び損益の状況

| 区 分                      | 第 73 期<br>(2022年 3 月期) | 第 74 期<br>(2023年 3 月期) | 第 75 期<br>(2024年 3 月期) | 第 76 期<br>(当連結会計年度)<br>(2025年 3 月期) |
|--------------------------|------------------------|------------------------|------------------------|-------------------------------------|
| 売 上 高(百万円)               | 44,762                 | 49,887                 | 51,957                 | 55,309                              |
| 営 業 利 益(百万円)             | 491                    | 997                    | 876                    | 1,072                               |
| 経 常 利 益(百万円)             | 885                    | 1,220                  | 1,021                  | 1,273                               |
| 親会社株主に帰属する<br>当期純利益(百万円) | 723                    | 905                    | 810                    | 2,992                               |
| 1株当たり当期純利益               | 36円94銭                 | 46円28銭                 | 41円41銭                 | 152円89銭                             |
| 総 資 産(百万円)               | 25,309                 | 28,863                 | 29,539                 | 32,759                              |
| 純 資 産(百万円)               | 11,189                 | 12,934                 | 13,305                 | 14,553                              |
| 1株当たり純資産額                | 571円65銭                | 660円79銭                | 679円75銭                | 743円50銭                             |

(注) 1株当たり当期純利益は、自己株式を控除した期中平均発行済株式総数により、1株当たり純資産額は、自己株式を控除した期末発行済株式総数により算出しております。

## (3) 重要な親会社及び子会社の状況

- ① 親会社との関係  
該当事項はありません。
- ② 重要な子会社の状況

| 会 社 名         | 資本金 | 出資比率 | 主要な事業内容         |
|---------------|-----|------|-----------------|
|               | 百万円 | %    |                 |
| ゼットクリエイイト株式会社 | 100 | 100  | スポーツ用品製造・輸出入・販売 |
| ザイロ株式会社       | 10  | 100  | 物 流 事 業         |
| 株式会社 ロ ッ ジ    | 13  | 100  | ス ポ ー ツ 用 品 販 売 |
| 株式会社 ジャスプロ    | 60  | 80   | 物 流 事 業         |
| 広州捷多商貿有限公司    | 35  | 100  | スポーツ用品製造・輸出入・販売 |

(注) 当事業年度末日において特定完全子会社はありません。

#### (4) 対処すべき課題

当社グループでは、社是「企業の永続と繁栄」「個人の幸福と人格の向上」「業を通じて社会に奉仕する」、社訓「サービス精神に徹する」「機を尊ぶ」「計画して行う」「自己啓発」「困難に挑戦する」、そして、企業理念「スポチュニティ(スポーツを通じて、地域社会に喜びと健康やふれあいの機会を提供し、調和をもたらす)」のもと、「社会に新しい価値を創造するスポーツ&ライフスタイル企業」をビジョンに掲げ、持続的な成長と中長期的な企業価値向上に努め、株主の皆様をはじめとする利害関係者の方々の期待に応えるとともに、社会的な責任を全うすることを目標としております。

今後の見通しにつきましては、米国の関税引き上げ等の政策による世界経済の減速懸念、長期化するウクライナ問題や中東情勢といった地政学リスク等の海外要因に加え、日本国内における物価上昇、人件費や物流コストの上昇、為替相場の影響等の不確実な要因が多くあり、いずれも経営を圧迫する要因となり得るため、不透明な状況が続くと見通しております。

このような大変厳しい環境の中、当社グループは中期経営スローガンとして「一致結束をより強固にし、スポーツ総合商社として、周りに信頼と信用を高めながら、会社も個人もより高みを目指していく」を掲げ、安定して継続的に利益を創出できる経営を目指してまいります。

今後の基本方針として、長期的に利益を稼ぎ続ける仕組みと風土づくりを推進していきます。具体的には、得意先への付加価値提案とDXを融合した進化した卸売業を創造し、社員の個の力と組織力を向上させながら、風通しの良い、活力ある企業を目指してまいります。また、スポーツ流通でのシェアアップ、ライフスタイル事業拡大やEC事業の強化、MD力の進化と深化により、売上拡大のための成長戦略に取組んでまいります。さらに、粗利率の向上を図り、在庫流動を適正にコントロールするとともに、生産性向上と経費削減による経営効率化のための構造改革にも取組み、人材活性化によるエンゲージメント向上やDX経営の推進により、経営基盤を強化いたします。加えて、ESG経営の推進として、サステナビリティやSDGsへの対応、働き方改革から働きがい改革へ、また、ダイバーシティの実現に加え、コンプライアンスやリスク管理についても、より一層の強化に努めてまいります。

株主の皆様には、これからも一層のご支援を賜りますようお願い申し上げます。

(5) 主要な事業内容(2025年3月31日現在)

当社グループは、当社及び子会社を合わせ6社で構成され、スポーツ事業(野球・ソフトボール用品、サッカー用品、テニス・バドミントン用品等の卸売、野球用品、健康用品等の企画・製造・販売、スポーツ用品小売、その他スポーツ付随事業)を行っております。

(6) 主要な事業所(2025年3月31日現在)

|               |                                                                                                                                                                                         |
|---------------|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 当社            | 本社(大阪府大阪市)<br>東京支店(東京都台東区)<br>北海道支店(北海道札幌市)<br>東北支店(宮城県仙台市)<br>北関東支店(埼玉県桶川市)<br>北陸支店(石川県金沢市)<br>名古屋支店(愛知県名古屋市)<br>大阪支店(大阪府大阪市)<br>中・四国支店 中国営業課(広島県広島市)<br>四国営業課(香川県高松市)<br>九州支店(福岡県福岡市) |
| ゼットクリエイイト株式会社 | 本社(大阪府大阪市)                                                                                                                                                                              |
| ザイロ株式会社       | 本社(大阪府大阪市)                                                                                                                                                                              |
| 株式会社ロッジ       | 本店(大阪府大阪市)                                                                                                                                                                              |
| 株式会社ジャスプロ     | 本社(東京都台東区)                                                                                                                                                                              |
| 広州捷多商貿有限公司    | 本社(中国広州市)                                                                                                                                                                               |

(7) 使用人の状況(2025年3月31日現在)

① 企業集団の使用人の状況

| 使用人数      | 前連結会計年度末比増減 |
|-----------|-------------|
| 588(214)名 | 4(△25)名     |

(注)使用人数は就業員数であり、臨時雇用者数は( )内に年間の平均人員を外数で記載しております。

② 当社の使用人の状況

| 使用人数     | 前事業年度末比増減 | 平均年齢  | 平均勤続年数 |
|----------|-----------|-------|--------|
| 429(21)名 | 3(△14)名   | 42.8歳 | 14.7年  |

(注) 1. 使用人数は就業員数であり、臨時雇用者数は( )内に年間の平均人員を外数で記載しております。  
2. 平均年齢及び平均勤続年数につきましては、正規従業員のみで算定しております。

(8) 主要な借入先 (2025年 3 月31日現在)

| 借 入 先               | 借 入 額 |
|---------------------|-------|
|                     | 百万円   |
| 株 式 会 社 み ず ほ 銀 行   | 15    |
| 株 式 会 社 三 井 住 友 銀 行 | 10    |
| 日 本 生 命 保 険 相 互 会 社 | 10    |
| 株 式 会 社 北 陸 銀 行     | 6     |
| 株 式 会 社 北 國 銀 行     | 6     |

(9) その他企業集団の現況に関する重要な事項

特記すべき重要な事項はありません。

2. 会社の株式に関する事項 (2025年 3 月31日現在)

- ① 発行可能株式総数 80,000,000株
- ② 発行済株式の総数 20,102,000株(自己株式527,174株を含む)
- ③ 株主数 5,967名
- ④ 単元株式数 100株
- ⑤ 大株主(上位10名)

| 株 主 名               | 持 株 数 | 持 株 比 率 |
|---------------------|-------|---------|
|                     | 千株    | %       |
| 有 限 会 社 眞 徳         | 3,863 | 19.73   |
| ゼ ッ ト 共 栄 会         | 974   | 4.98    |
| 株 式 会 社 み ず ほ 銀 行   | 970   | 4.96    |
| 株 式 会 社 デ サ ン ト     | 749   | 3.83    |
| 渡 辺 泰 男             | 611   | 3.12    |
| 渡 辺 裕 之             | 492   | 2.52    |
| ゼ ッ ト 持 株 会         | 481   | 2.46    |
| 田 辺 宰 至             | 446   | 2.28    |
| 株 式 会 社 三 井 住 友 銀 行 | 401   | 2.05    |
| 株 式 会 社 モ ル テ ン     | 397   | 2.03    |

- (注) 1. 当社は、自己株式を527,174株保有しておりますが、上記大株主からは除外しております。  
2. 持株比率は自己株式を控除して計算しております。

### 3. 新株予約権等の状況

新株予約権の発行はいたしておりません。

### 4. 会社役員に関する事項

#### ① 取締役の状況(2025年3月31日現在)

| 会社における地位       | 氏 名     | 担当及び重要な兼職の状況                                              |
|----------------|---------|-----------------------------------------------------------|
| 代表取締役社長        | 渡 辺 裕 之 | ゼットクリエイイト株式会社取締役                                          |
| 取締役<br>副社長執行役員 | 和 田 耕 一 | ゼットクリエイイト株式会社代表取締役社長                                      |
| 取締役<br>専務執行役員  | 高 橋 智 一 | 営業統括本部長                                                   |
| 取締役<br>常務執行役員  | 宇 都 宮 仁 | 営業統括本部営業本部長                                               |
| 取締役<br>執行役員    | 渡 辺 征 志 | 管理統括本部管理本部長兼総合企画室長                                        |
| 取締役<br>執行役員    | 植 田 和 昌 | 営業統括本部MD・商品本部長                                            |
| 取締役<br>執行役員    | 山 中 博   | 営業統括本部営業本部製品事業部長<br>ゼットクリエイイト株式会社取締役                      |
| 取締役(監査等委員)     | 岸 田 浩   | 常勤<br>ゼットクリエイイト株式会社監査役                                    |
| 取締役(監査等委員)     | 衣 目 修 三 | 衣目公認会計士事務所会長<br>ゼットクリエイイト株式会社監査役                          |
| 取締役(監査等委員)     | 桑 山 齊   | 弁護士法人御堂筋法律事務所代表社員弁護士<br>豊田合成株式会社社外監査役<br>ゼットクリエイイト株式会社監査役 |

- (注) 1. 取締役(監査等委員)衣目修三氏及び取締役(監査等委員)桑山斉氏は、社外取締役であります。
2. 当社は、取締役(監査等委員)衣目修三氏及び取締役(監査等委員)桑山斉氏を、東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。
3. 取締役(監査等委員)衣目修三氏は、以下のとおり財務及び会計に関する相当程度の知見を有しております。
- ・衣目修三氏は、公認会計士の資格を有しております。
4. 情報収集その他監査の実効性を高め、監査・監督機能を強化するために、常勤の監査等委員を置いております。
5. 2025年4月1日付にて、取締役の地位・担当及び重要な兼職の状況が次のように変更されました。

| 会社における地位             | 氏 名     | 担当及び重要な兼職の状況   |
|----------------------|---------|----------------|
| 取 締 役<br>常 務 執 行 役 員 | 植 田 和 昌 | 営業統括本部MD・商品本部長 |

## ② 責任限定契約の内容の概要

当社と各社外取締役は、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、法令の定める最低責任限度額であります。

## ③ 役員等賠償責任保険契約の内容の概要等

当社は、保険会社との間で、当社及び「1. (3) 重要な親会社及び子会社の状況」に記載の当社の子会社の取締役、監査役及び執行役員(当事業年度中に在任していた者を含む。)を被保険者とする、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を締結しており、保険料は全額当社が負担しております。

当該保険契約の内容の概要は、被保険者がその職務の執行に関し責任を負うこと、又は当該責任の追及に係る請求を受けることによって生ずることのある損害を、当該保険契約により保険会社が填補するものであり、1年毎に契約を更新しております。次回更新時には同内容での更新を予定しております。

## ④ 取締役(監査等委員である者を除く。)及び取締役(監査等委員)の報酬等

取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針に関する事項

- ・当社は、2021年2月10日開催の取締役会において、取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針を決議しております。また、取締役の個人別の報酬等の内容の決定にあたり、代表取締役社長が原案について社外取締役(監査等委員)の意見も踏まえ、世間水準や業界・同規模他社の水準及び各取締役の業務執行に対する評価

を十分に考慮しながら、決定方針との整合性も含め総合的に検討を行っており、取締役会としてもその内容を尊重し決定方針に沿うものであると判断しております。取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針の内容は次のとおりであります。

a. 報酬等の基本方針

- ・取締役の個人別の報酬等は、業績及び企業価値の持続的な向上を図るインセンティブとして十分に機能するよう株主利益と連動した報酬体系とし、個々の報酬等の決定に際しては、各職責を踏まえた適切な水準とすることを基本方針とする。  
具体的には、基本報酬としての固定給(以下、「報酬」という)及び業績連動報酬としての役員の賞与により構成される。

b. 報酬等の額の割合に関する決定方針

- ・取締役の個人別の報酬等における種類別の割合については、世間水準や業界・同規模他社の水準を踏まえ、取締役会にて目安を検討する。

c. 報酬の決定基準及び決定の委任に関する方針

- ・取締役(監査等委員である者を除く。)の個人別の報酬は、株主総会の決議を経て決定する報酬総額の限度額以内で、取締役会決議による委任を受け、世間水準や業界・同規模他社の水準も考慮しながら、代表取締役社長がこれを決定する。  
また、取締役(監査等委員)の個人別の報酬は、株主総会の決議を経て決定する報酬総額の限度額以内で、取締役(監査等委員)の協議により決定する。
- ・取締役(監査等委員である者を除く。)の個人別の賞与は、益金処分として、株主総会の決議を経て決定する総額の限度額以内で、取締役会決議による委任を受け、各取締役の業績貢献度等に基づき代表取締役社長がこれを決定する。また、取締役(監査等委員)の個人別の賞与は、益金処分として、株主総会の決議を経て決定する総額の限度額以内で、取締役(監査等委員)の協議により決定する。

d. 報酬等の付与時期に関する方針

- ・取締役(監査等委員である者を除く。)及び取締役(監査等委員)の報酬は暦月計算とし、従業員給与の支給日に支給する。また、取締役(監査等委員である者を除く。)及び取締役(監査等委員)の賞与は、従業員の夏季賞与の支給日に支給する。

## ⑤ 取締役の報酬等の総額

| 区 分                                 | 支給人員        | 支給総額             | 報酬等の種類別の額        |                 |
|-------------------------------------|-------------|------------------|------------------|-----------------|
|                                     |             |                  | 基本報酬             | 業績連動報酬等         |
| 取締役<br>(監査等委員である者を除く。)<br>(うち社外取締役) | 8名<br>(-名)  | 170百万円<br>(-百万円) | 138百万円<br>(-百万円) | 31百万円<br>(-百万円) |
| 取締役(監査等委員)<br>(うち社外取締役)             | 3名<br>(2名)  | 19百万円<br>(8百万円)  | 17百万円<br>(7百万円)  | 1百万円<br>(0百万円)  |
| 合 計<br>(うち社外取締役)                    | 11名<br>(2名) | 189百万円<br>(8百万円) | 156百万円<br>(7百万円) | 33百万円<br>(0百万円) |

- (注) 1. 取締役の報酬等の総額には、使用人兼務取締役の使用人分給与は含まれておりません。また、取締役(監査等委員である者を除く。)の員数は7名、取締役(監査等委員)の員数は3名(うち社外取締役は2名)ですが、上記には、2024年6月27日開催の第75回定時株主総会終結のときをもって退任した取締役(監査等委員である者を除く。)1名が含まれていることにより、支給人員と相違しております。
2. 業績連動報酬等として取締役に對して賞与を支給しております。業績連動報酬等の額の算定の基礎として選定した業績指標の内容は連結営業利益であり、当該業績指標を選定した理由は、当期の業務執行の成果を最も客観的に計ることができるかと判断したためであります。当社の業績連動報酬等は、目標値に対する達成度合いに応じて算定しております。なお、当該事業年度を含む連結営業利益の実績は「1. (2)財産及び損益の状況」に記載のとおりであります。
3. 取締役の報酬限度額は、2015年6月26日開催の第66回定時株主総会において、取締役(監査等委員である者を除く。)について月額15百万円以内(但し、使用人兼務取締役の使用人分給与は含まない。)、取締役(監査等委員)について月額3百万円以内と決議いただいております。当該株主総会終了時点の取締役(監査等委員である者を除く。)の員数は7名、取締役(監査等委員)の員数は3名であります。
4. 取締役会は、代表取締役社長渡辺裕之に対し、取締役(監査等委員である者を除く。)における、個人別の報酬額及び業績貢献度に基づく賞与の評価配分の決定を委任しております。委任した理由は、当社全体の業績等を勘案しつつ各取締役の業績評価を行うには、代表取締役社長が最も適していると判断したためであります。
5. 当事業年度において、社外取締役が当社子会社から受けた報酬総額は3百万円であります。

## ⑥ 社外役員に関する事項

イ. 他の法人等の業務執行者としての重要な兼職の状況及び当社と当該他の法人等との関係

- ・取締役(監査等委員)衣目修三氏は、衣目公認会計士事務所の会長であります。当社と衣目公認会計士事務所との間に取引関係はありません。

- ・取締役(監査等委員)桑山斉氏は、弁護士法人御堂筋法律事務所の代表社員弁護士であります。当社と弁護士法人御堂筋法律事務所との間に顧問契約関係があります。
- ロ. 他の法人等の社外役員等としての重要な兼任の状況及び当社と当該他の法人等との関係

| 氏 名                    | 兼 任 先 会 社 名     | 役 職 名 |
|------------------------|-----------------|-------|
| 取 締 役<br>(監査等委員) 桑 山 斉 | 豊 田 合 成 株 式 会 社 | 社外監査役 |

(注)豊田合成株式会社と当社との間には、特別の関係はありません。

#### ハ. 当事業年度における主な活動状況

##### ア. 取締役会及び監査等委員会への出席状況

| 氏 名                      | 取 締 役 会<br>( 1 3 回 開 催 ) | 監 査 等 委 員 会<br>( 7 回 開 催 ) |
|--------------------------|--------------------------|----------------------------|
|                          | 出 席 回 数                  | 出 席 回 数                    |
| 取 締 役<br>(監査等委員) 衣 目 修 三 | 11回                      | 6回                         |
| 取 締 役<br>(監査等委員) 桑 山 斉   | 13回                      | 7回                         |

- バ. 取締役会及び監査等委員会における発言状況並びに社外取締役に期待される役割に関して行った職務の概要
- ・取締役(監査等委員)衣目修三氏は、当事業年度開催の取締役会及び監査等委員会に前記のとおり出席し、主に公認会計士としての専門的見地から適宜意見を述べております。また、当事業年度における各取締役の職務執行に際する、会計及び経営の専門知識を活かした適切な助言・指導により、当社の企業経営にも大いに貢献されてきました。
  - ・取締役(監査等委員)桑山斉氏は、当事業年度開催の取締役会及び監査等委員会に前記のとおり出席し、主に弁護士としての専門的見地から適宜意見を述べております。また、当事業年度における各取締役の職務執行に際する、法律の専門知識を活かした適切な助言・指導により、当社の企業経営にも大いに貢献されてきました。

## 5. 会計監査人の状況

- ① 名称 有限責任 あずさ監査法人
- ② 報酬等の額

|                                            |       |
|--------------------------------------------|-------|
| イ. 当事業年度に係る会計監査人としての報酬等の額                  | 38百万円 |
| ロ. 当社及び子会社が会計監査人に支払うべき金銭<br>その他の財産上の利益の合計額 | 38百万円 |

(注) 1. 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等の額を明確に区分しておらず、実質的にも区分できませんので、当事業年度に係る報酬等の額にはこれらの合計額を記載しております。

2. 監査等委員会は、会計監査人の監査計画の内容、会計監査の職務遂行状況及び報酬見積りの算出根拠等が適切であるかどうかについて必要な検証を行ったうえで、会計監査人の報酬等の額について同意の判断をいたしました。

### ③ 非監査業務の内容

該当事項はありません。

### ④ 会計監査人の解任又は不再任の決定方針

監査等委員会は、会計監査人の職務の執行に支障がある等、その必要があると判断した場合は、株主総会に提出する会計監査人の解任又は不再任に関する議案の内容を決定いたします。

また、監査等委員会は、会計監査人が会社法第340条第1項各号に定める項目に該当すると認められる場合は、監査等委員全員の同意に基づき、会計監査人を解任します。この場合、監査等委員会が選定した監査等委員は、解任後最初に招集される株主総会におきまして、会計監査人を解任した旨と解任の理由を報告いたします。

### ⑤ 責任限定契約の内容の概要

当社と会計監査人有限責任 あずさ監査法人は、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は法令の定める最低責任限度額であります。

## 6. 業務の適正を確保するための体制及び当該体制の運用状況

### (1) 業務の適正を確保するための体制についての決議の内容の概要

取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他会社の業務の適正を確保するための体制についての取締役会決議の内容の概要は以下のとおりであります。(最終改定 2022年1月21日)

#### ① 当社及び当社子会社の取締役等及び使用人の職務執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

当社グループは、「サステナビリティ基本方針」における「ガバナンス」への基本方針、並びに取締役・従業員への具体的な指針として「倫理規範」、「行動規範」を定め、当社グループにおける全従業員がこれらの諸規範の趣旨・内容を十分理解し遵守するよう浸透を図るとともに、社外弁護士もアドバイザーとして出席する「企業倫理委員会」を定期的に開催し、当社グループのコンプライアンス体制の整備と問題点の把握に努める。また、内部通報手段として社内外窓口を設け、社内は人事総務部長、社外は社外弁護士を対応窓口とし、通報内容は秘守し、通報者に対し不利益な扱いを行わないことを明確にする。

#### ② 当社の取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制 取締役の職務執行に係る以下の文書その他の重要な情報は、社内規程に基づき適切に保存及び管理を行う。

- ・株主総会議事録
- ・取締役会議事録

以上の2文書は少なくとも10年間は保存するものとし、閲覧可能な状態を維持する。

#### ③ 当社及び当社子会社の損失の危険の管理に関する規程その他の体制 当社は「リスク管理委員会」を定期的に開催し、それぞれのリスクの洗い出しや、その予防策、発生時の対応、経営への影響を定めること等により、当社グループの横断的なリスク管理体制の整備と問題点の把握に努める。

#### ④ 当社及び当社子会社の取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

当社の取締役会は定例で毎月1回開催し、経営に係る重要事項の決定と取締役の職務遂行の監督等を行う。また、取締役は他の主要会議にも任命された場合には出席し、経営上の課題や計画の進捗状況等を把握し、経営判断に反映する。また、子会社の取締役会においても、

経営に係る重要事項の決定や各取締役よりその執行状況を報告させ、効率的な業務遂行体制の検証を行う。

- ⑤ 当社及び当社子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制

当社の取締役会は、当社グループの企業価値向上を目指した経営を推進することを目的として、法令、定款及び取締役会規則に定める事項を決議し、当社グループの業務の執行状況を監督する。グループ会社の重要事項については取締役会の事前承認とする。当社グループに属する会社間の取引は、法令・会計原則その他の社会規範に照らし適切に行う。

当社の監査等委員会及び内部監査部門は、当社及び当社グループの内部監査を実施し、当社取締役会等にその結果を報告し、取締役会はその問題点の把握と改善に努める。

- ⑥ 当社子会社の取締役の職務の遂行に係る当社への報告に関する体制  
当社は、定期的に当社及び当社子会社の取締役・監査役が出席する取締役会を開催し、経営上の重要情報の共有に努めるとともに、当社子会社において重要な事象が発生した場合には、子会社に対して、随時当社取締役会、当社取締役への報告を義務づける。
- ⑦ 当社監査等委員会がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項

監査等委員会の職務の補助は、内部監査室の使用人がこれに当たる。また、監査等委員会が専属の補助使用人を置くことを求めた場合、取締役会は監査等委員会と協議のうえ、使用人の中から指名することができる。

- ⑧ 前号で定める使用人の取締役(監査等委員である者を除く。)からの独立性及び当該使用人に対する指示の実効性の確保に関する事項  
前号で定める使用人の取締役(監査等委員である者を除く。)からの独立性を確保するため、当該使用人の任命、異動、人事評価、懲戒等人事に関する事項の決定については、常勤の監査等委員である取締役の同意を得るものとする。また、当該使用人は、監査等委員会の職務の補助について監査等委員会の指示に従うものとし、取締役(監査等委員である者を除く。)その他業務執行部門に属する者からの指揮命令は受けないものとする。
- ⑨ 当社の取締役(監査等委員である者を除く。)及び使用人並びに当社子会社の取締役、監査役及び使用人又はこれらの者から報告を受け

た者が当社の監査等委員会に報告するための体制その他の監査等委員会への報告に関する体制

当社の取締役(監査等委員である者を除く。)及び使用人並びに当社子会社の取締役、監査役及び使用人又はこれらの者から報告を受けた者は、下記の定める事項について、発見次第速やかに当社の取締役及び監査等委員会に対し報告を行う。また、「通報等窓口」による通報状況及び重要な通報内容について、公益通報対応業務従事者より当社の監査等委員会に対し報告を行う。

なお、当社の監査等委員会は必要に応じて、当社の取締役(監査等委員である者を除く。)及び使用人、並びに当社子会社の取締役、監査役及び使用人に対し報告を求めることができる。

- ・法令、定款に違反する事項、又はそのおそれのある事項
- ・会社の信用を大きく低下させる事項、又はそのおそれのある事項
- ・会社の業績に大きく悪影響を与える事項、又はそのおそれのある事項
- ・「倫理規範」と「行動規範」を大きく逸脱する事項、又はそのおそれのある事項

- ⑩ 上記の報告をした者が当該報告をしたことを理由に不利な取扱いを受けないことを確保するための体制

法令、「倫理規範」、「行動規範」及び社内規則に基づき、当社監査等委員会への報告を理由に当該報告者に対して、当該報告したことを理由とする不利益な取扱いは一切行わないこととする。

- ⑪ 当社監査等委員会の職務の遂行について生じる費用等の処理に関する体制

監査等委員会がその職務の遂行について生じる費用の前払い又は支出した費用等の償還を請求したときは、当該監査等委員である取締役の職務の遂行に必要でないと認められた場合を除き、速やかに当該費用又は債務を処理するものとする。

- ⑫ その他当社監査等委員会の監査が実効的に行われることを確保するための体制

監査等委員会は重要な意思決定の過程及び業務の執行状況を把握するため、取締役会のほか必要に応じて他の重要な会議に出席でき、主要な稟議書その他業務執行に関する情報を閲覧し、取締役に対して説明を求めることができる。また、監査等委員会は当社の会計監査人である、有限責任 あずさ監査法人から会計監査内容について説明を受けるとともに、情報の交換を行う等連携を図っていく。

⑬ 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方及びその整備状況

当社及び当社子会社は、「行動規範」に基づき、反社会的な勢力からの不当な要求には決して応じない。

反社会的勢力から不当な要求を受けた場合の対応は、人事総務部を統括部署とし、所轄警察署や顧問弁護士等の外部専門機関と連携し、組織的に対応する。

(2) 業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要

当社では、業務の適正を確保するための体制についての決議に基づき、以下のとおりその適切な運用に努めております。

① コンプライアンスに対する取組み

「サステナビリティ基本方針」における「ガバナンス」への基本方針、並びに取締役・従業員への具体的な指針として「倫理規範」及び「行動規範」を定め、当社グループにおける全従業員がこれらの諸規範の趣旨・内容を十分理解し遵守するよう浸透を図るとともに、社外弁護士もアドバイザーとして出席する「企業倫理委員会」を定期的に開催し、当社グループのコンプライアンス体制の整備と問題点の把握に努めております。

また、内部通報手段として社内外窓口を設け、社内は人事総務部長、社外は社外弁護士を対応窓口とし、通報内容は秘守し、通報者に対し不利益な扱いを行わないことを明確にしております。

② リスクマネジメントに対する取組み

「リスク管理委員会」を定期的に開催し、それぞれのリスクの洗い出しや、その予防策、発生時の対応、経営への影響を見定めること等により、当社グループの横断的なリスク管理体制の整備と問題点の把握に努めております。

③ 当社グループにおける業務の適正の確保に対する取組み

当社の取締役会は、当社グループの企業価値向上を目指した経営を推進することを目的として、法令、定款及び取締役会規則に定める事項を決議し、当社グループの業務の執行状況を監督しております。グループ会社の重要事項については当社取締役会の事前承認としております。当社グループに属する会社間の取引は、法令・会計原則その他の社会規範に照らし適切に行っております。

また、当社の監査等委員会及び内部監査部門は、当社及び当社グループの内部監査を実施し、当社取締役会等にその結果を報告し、取締役会はその問題点の把握と改善に努めております。

## 7. 会社の支配に関する基本方針

### (1) 会社の財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針の内容の概要

当社は、当社の企業価値を向上し、株主共同の利益を継続的かつ持続的に確保、向上していくためには、収益力の高い企業体質を構築し、持続的な成長を確保していくことが必要であると認識しております。そして、当社の財務及び事業の方針の決定を支配する者としても、当社は、当社の企業価値の源泉を理解し、収益力の高い企業体質の構築及び持続的な成長の確保を通して、当社の企業価値ひいては株主共同の利益を継続的かつ持続的に確保、向上していくことを可能とする者でなければならないと考えております。

もとより、当社株式について大量取得行為がなされる場合であっても、それが当社の企業価値ひいては株主共同の利益に資するものであれば、当社としても当該大量取得行為を一概に否定するものではなく、株式会社の支配権の移転を伴う株式の大量取得提案を受け入れるかどうかの判断は、最終的には株主の皆様の全体の意思に基づき行われるべきものと考えております。

しかしながら、株主が株式会社の支配権の移転を伴う株式の大量取得提案を受け入れるかどうかを判断するためには、当該大量取得行為の内容、目的、大量取得者の将来にわたる経営戦略等の必要な情報及び判断のための十分な時間の提供が前提となりますが、昨今の株式大量取得行為の中には、そのような情報及び検討時間の提供が十分になされないまま、突如として大量取得行為が行われたり、大量取得者の一方的な考えに基づき買付行為が進められる事例、特定株主グループが他の当社株主と協調して買付行為が進められる事例等が少なからず見受けられます。当社としましては、そのような大量取得行為者は、企業価値ひいては株主共同の利益を毀損するおそれを生じさせる者であって、当社の財務及び事業の方針の決定を支配する者として不適切であると考えております。

### (2) 基本方針に照らして不適切な者によって会社の財産及び事業の方針の決定が支配されることを防止するための取組みの内容の概要

当社は、2023年6月29日開催の第74回定時株主総会において、当社の企業価値、株主共同の利益を確保し、向上させることを目的とし、当社株式の大量取得行為に関する対応方針(以下、「本ルール」といいます。)更新の承認決議を得ております。本ルールは、特定株主グループの議決権割合を20%以上とすることを目的とする当社株式等の買付行為、又は結果として特定株主グループの議決権割合が20%以上となる当社株式等の買付行為

(いずれも事前に当社取締役会が同意したものを除き、また市場取引、公開買付等の具体的な買付方法の如何を問いません。以下、かかる買付行為を「大量取得行為」といい、かかる買付行為を行う又は行おうとする者を「大量取得者」といいます。)に対する対応方針であります。

本ルール採用の目的については、当社は企業価値を向上させ、株主共同の利益を確保、向上させるための施策に邁進する所存ですが、近時、昨今のわが国の資本市場においては、株主、投資家等に買付目的や買付後の経営戦略等についての十分な情報開示が行われることもないまま、突如として大量取得行為が行われたり、大量取得者の一方的な考えに基づき買付行為を進める事例、特定株主グループが他の当社株主と協調して買付行為を進める事例等が少なからず見受けられます。

もとより、当社としましては大量取得行為が当社の企業価値の向上、株主共同の利益に資するものであれば、当該行為を否定するものではありません。しかし、このような濫用的な大量取得行為においては、株主の皆様が大量取得者の提示する買付価格の妥当性等をはじめとして、大量取得行為の内容について検討するに足る情報や時間が与えられないまま判断を迫られるケースも想定され、その結果、対象企業の企業価値や株主共同の利益を損なう可能性も否定できません。大量取得行為を受け入れるかどうかの判断は、いうまでもなく、当社株主の皆様によってなされるべきものであり、そのためには、かかる大量取得行為が行われる際に、大量取得者から当該大量取得行為の内容、目的、将来にわたる経営戦略等、株主の皆様が大量取得行為を受け入れるか否かを判断するのに必要な情報及び判断のための十分な時間が提供される必要があります。こうした観点から、当社は、企業価値及び株主共同の利益の確保と向上のために、大量取得行為及びその提案がなされた場合におけるルールを策定いたしました。

本ルールの概要は、1. 大量取得者は、大量取得行為に先立ち、株主の皆様が当該大量取得行為を受け入れるか否かを検討するために必要かつ十分な情報として、当社取締役会が本ルールに従って求める情報を提供しなければならない、2. 提供された情報に基づき、当社取締役会、特別委員会が当該大量取得行為について評価検討を行うための期間を設け、かかる期間が経過するまでは大量取得行為を開始することができない、3. 大量取得者が本ルールに従わない場合等、当社取締役会は、当社株主の皆様の利益を守るため、特別委員会の助言・勧告を最大限尊重して、対抗措置を執る場合がある、というものです。

大量取得者が本ルールを遵守しない場合の具体的な対抗措置の内容としては、新株予約権の株主無償割当てを予定しておりますが、その時点で当社取締役会が最適と判断する別の方法を執ることがあります。

また、かかる対抗措置の内容や発動の適否は、取締役としての善管注意義務に従い取締役会が決定すべき事項であると考えますので、原則として当社取締役会が決定・実施いたします。但し、例外的には、その内容・効果等に鑑みて株主の皆さまのご判断を仰ぐべきであるとして、当社株主総会においてその採否をご決議いただくことがあります。その場合にも、基本的には取締役会の責任事項であると考えますので、株主総会において十分なお説明を申し上げたいと存じます。なお、当社取締役会が対抗措置発動の決定を行った場合、当該決議の内容その他当社取締役会が適切と判断する事項について、速やかに情報開示を行います。

本ルールの有効期限につきましては、2023年6月29日開催の第74回定時株主総会終結のときから2年以内に終了する事業年度のうち、最終のものに関する定時株主総会、すなわち、2025年6月26日開催予定の定時株主総会終結のときまでであり、当社は同総会において株主の皆様に本ルールの更新の可否について決議いただく予定であります。

なお、本ルールは、有効期間の満了前であっても、当社株主総会又は当社取締役会において、本ルールにつき廃止の決議がなされた場合、その時点で廃止されるものであります。

また、関係諸法令の新設、改正及び金融商品取引所その他関係省庁等の対応の変化等により、株主共同の利益及び当社企業価値の維持・向上の観点から、当社取締役会において、必要に応じて本ルールを修正し、変更する場合があります。当社は、本ルールの廃止、修正又は変更がなされた場合、かかる事実及び変更等の内容その他必要な事項について、速やかに情報開示を行います。

### (3) 取組みに関する当社取締役会の判断及びその理由

当社取締役会は、上記(2)の具体的な取組みについて、以下のように判断しております。

イ. 上記基本方針を実現するための当社の具体的取組みは、当社の企業価値・株主共同の利益を継続的かつ持続的に向上させるためのものであり、まさに基本方針に沿うものであります。

ロ. 基本方針に照らして不適切な者による支配を防止するための取組みとして当社がその導入を決議した本ルールは、株主の皆さまが大量取得行為を受け入れるか否かを判断するために必要な情報及び判断のための十分

な時間を確保することにより、当社の企業価値、ひいては株主共同の利益を確保・向上させる目的をもって導入されたものであり、これは上記基本方針に沿うものであります。

さらに、本ルールは、①株主総会においてその導入、更新の可否を株主の皆様にご諮るものであること、②合理的かつ詳細な客観的要件が充足されなければ対抗措置が発動できないように設定されていること、③独立性の高い社外取締役によって構成され、当社の費用で独立した第三者の専門家の助言を得ることができる等の権限が認められた特別委員会が設置されているうえ、本ルールの発動に際しては必ず特別委員会の判断を経ることが必要とされていること、④有効期間が、継続決議のなされた定時株主総会終結のときから2年以内に終了する事業年度のうち、最終のものに関する定時株主総会のときまでと定められているうえ、有効期間の満了までに再度株主総会において株主の皆様によりその更新の可否についてご決議いただくこととしていること、⑤株主の皆様により選任された取締役で構成される取締役会により有効期間の満了前においてもいつでも廃止できるとされていること等により、その公正性、客観性が確保されており、企業価値ひいては株主共同の利益に資するものであり、当社の会社役員の地位の維持を目的とするものではありません。

---

(注) 本事業報告に記載の金額及び株式数は、表示単位未満の端数を切り捨てて表示しております。

# 連結貸借対照表

(2025年3月31日現在)

(単位：百万円)

| 科 目      | 金 額    | 科 目          | 金 額    |
|----------|--------|--------------|--------|
| (資産の部)   |        | (負債の部)       |        |
| 流動資産     | 26,348 | 流動負債         | 16,631 |
| 現金及び預金   | 9,078  | 支払手形及び買掛金    | 7,346  |
| 受取手形     | 405    | 電子記録債務       | 6,387  |
| 売掛金      | 9,979  | 短期借入金        | 47     |
| 電子記録債権   | 1,875  | 未払法人税等       | 1,181  |
| 商品及び製品   | 4,052  | 未払消費税等       | 81     |
| 仕掛品      | 108    | 賞与引当金        | 235    |
| 原材料及び貯蔵品 | 260    | 返金負債         | 376    |
| 返品資産     | 319    | その他          | 974    |
| その他      | 406    | 固定負債         | 1,573  |
| 貸倒引当金    | △139   | 繰延税金負債       | 78     |
| 固定資産     | 6,410  | 退職給付に係る負債    | 314    |
| 有形固定資産   | 2,084  | 長期未払金        | 11     |
| 建物及び構築物  | 561    | その他          | 1,169  |
| 土地       | 1,228  | 負債合計         | 18,205 |
| その他      | 295    | (純資産の部)      |        |
| 無形固定資産   | 75     | 株主資本         | 13,519 |
| その他      | 75     | 資本金          | 1,005  |
| 投資その他の資産 | 4,250  | 資本剰余金        | 2,968  |
| 投資有価証券   | 3,622  | 利益剰余金        | 9,620  |
| 長期貸付金    | 11     | 自己株式         | △74    |
| 敷金       | 269    | その他の包括利益累計額  | 1,033  |
| その他      | 389    | その他有価証券評価差額金 | 940    |
| 貸倒引当金    | △42    | 繰延ヘッジ損益      | 29     |
| 資産合計     | 32,759 | 為替換算調整勘定     | 52     |
|          |        | 退職給付に係る調整累計額 | 11     |
|          |        | 純資産合計        | 14,553 |
|          |        | 負債・純資産合計     | 32,759 |

# 連結損益計算書

( 2024年4月1日から  
2025年3月31日まで )

(単位：百万円)

| 科 目             | 金     | 額      |
|-----------------|-------|--------|
| 売上高             |       | 55,309 |
| 売上原価            |       | 45,726 |
| 売上総利益           |       | 9,582  |
| 販売費及び一般管理費      |       | 8,510  |
| 営業利益            |       | 1,072  |
| 営業外収益           |       |        |
| 受取利息及び配当金       | 80    |        |
| その他の            | 127   | 208    |
| 営業外費用           |       |        |
| 支払利息            | 3     |        |
| その他の            | 4     | 7      |
| 経常利益            |       | 1,273  |
| 特別利益            |       |        |
| 投資有価証券売却益       | 2,952 | 2,952  |
| 税金等調整前当期純利益     |       | 4,225  |
| 法人税、住民税及び事業税    | 1,274 |        |
| 法人税等調整額         | △42   | 1,232  |
| 当期純利益           |       | 2,992  |
| 親会社株主に帰属する当期純利益 |       | 2,992  |

連結株主資本等変動計算書

( 2024年 4月 1日から  
2025年 3月 31日まで )

(単位：百万円)

|                               | 株 主 資 本 |           |           |         |             |
|-------------------------------|---------|-----------|-----------|---------|-------------|
|                               | 資 本 金   | 資 本 剰 余 金 | 利 益 剰 余 金 | 自 己 株 式 | 株 主 資 本 合 計 |
| 当 期 首 残 高                     | 1,005   | 2,968     | 6,784     | △74     | 10,683      |
| 連結会計年度中の変動額                   |         |           |           |         |             |
| 剰 余 金 の 配 当                   |         |           | △156      |         | △156        |
| 親会社株主に帰属する<br>当 期 純 利 益       |         |           | 2,992     |         | 2,992       |
| 自 己 株 式 の 取 得                 |         |           |           | △0      | △0          |
| 株主資本以外の項目の連結<br>会計年度中の変動額(純額) |         |           |           |         |             |
| 連結会計年度中の変動額合計                 | －       | －         | 2,836     | △0      | 2,836       |
| 当 期 末 残 高                     | 1,005   | 2,968     | 9,620     | △74     | 13,519      |

|                               | そ の 他 の 包 括 利 益 累 計 額 |                  |                    |                      |                   | 純 資 産 合 計 |
|-------------------------------|-----------------------|------------------|--------------------|----------------------|-------------------|-----------|
|                               | その他有価証券<br>評 価 差 額 金  | 繰 延 ヘ ッ ジ<br>損 益 | 為 替 換 算<br>調 整 勘 定 | 退職給付に係る<br>調 整 累 計 額 | その他の包括利<br>益累計額合計 |           |
| 当 期 首 残 高                     | 2,564                 | 25               | 41                 | △9                   | 2,622             | 13,305    |
| 連結会計年度中の変動額                   |                       |                  |                    |                      |                   |           |
| 剰 余 金 の 配 当                   |                       |                  |                    |                      |                   | △156      |
| 親会社株主に帰属する<br>当 期 純 利 益       |                       |                  |                    |                      |                   | 2,992     |
| 自 己 株 式 の 取 得                 |                       |                  |                    |                      |                   | △0        |
| 株主資本以外の項目の連結<br>会計年度中の変動額(純額) | △1,624                | 4                | 11                 | 20                   | △1,588            | △1,588    |
| 連結会計年度中の変動額合計                 | △1,624                | 4                | 11                 | 20                   | △1,588            | 1,247     |
| 当 期 末 残 高                     | 940                   | 29               | 52                 | 11                   | 1,033             | 14,553    |

## 連結注記表

### 1. 連結計算書類の作成のための基本となる重要な事項

#### (1) 連結の範囲に関する事項

連結子会社の数及び連結子会社の名称

連結子会社の数 5社

連結子会社の名称 ゼットクリエイト株式会社  
ザイロ株式会社  
株式会社ロッジ  
株式会社ジャスプロ  
広州捷多商貿有限公司

#### (2) 持分法の適用に関する事項

該当事項はありません。

#### (3) 会計方針に関する事項

##### ①重要な資産の評価基準及び評価方法

###### イ. 有価証券

満期保有目的の債券

償却原価法(定額法)

その他有価証券

市場価格のない株式等以外のもの

時価法(評価差額は全部純資産直入法により  
処理し、売却原価は移動平均法により算定)

市場価格のない株式等

主として移動平均法による原価法

###### ロ. デリバティブ

時価法

###### ハ. 棚卸資産

評価基準は、当社及び連結子会社においては  
原価法(貸借対照表価額は収益性の低下に基  
づく簿価切下げの方法)によっております。

商品及び製品

主として先入先出法

仕掛品

総平均法

原材料及び貯蔵品

最終仕入原価法

##### ②重要な固定資産の減価償却の方法

###### イ. 有形固定資産

定率法

(リース資産を除く)

但し、1998年4月1日以降に取得した建物  
(付属設備は除く)並びに2016年4月1日以降  
に取得した建物付属設備及び構築物について

- は、定額法によっております。
- 定額法  
なお、自社利用のソフトウェアの減価償却の方法については、社内における利用可能期間(5年)に基づく定額法によっております。
- ろ. 無形固定資産  
(リース資産を除く)
- ハ. リース資産  
所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産については、リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法を採用しております。
- ③重要な引当金の計上基準
- イ. 貸倒引当金  
債権の貸倒損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。
- ロ. 賞与引当金  
従業員に支給する賞与に充てるため、将来の支給見込額のうち、当連結会計年度の負担額を計上しております。
- ④退職給付に係る会計処理の方法
- イ. 退職給付見込額の期間帰属方法  
退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当連結会計年度末までの期間に帰属させる方法については、給付算定式基準によっております。
- ロ. 数理計算上の差異の費用処理方法  
数理計算上の差異は、各連結会計年度の発生時における従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数(10年)による定額法により按分した額をそれぞれ発生の翌連結会計年度から費用処理しております。
- ⑤収益及び費用の計上基準  
当社グループでは、スポーツ用品等の販売を行っており、主に卸売業及び小売業を営む企業を顧客としております。このような販売については、商品及び製品の支配が顧客に移転したと考えられる引き渡し時点で履行義務が充足されると判断していることから、その時点において収益を認識しておりますが、国内の販売においては、出荷時から当該商品の

支配が顧客に移転されるときまでの期間が通常の期間である場合には、出荷時に収益を認識しております。

当社グループでは、顧客から対価を受け取り、その対価の一部又は全部を顧客に返金すると見込んでいる場合には、当該金額を返金負債として認識しております。

スポーツ用品等の販売にあたっては、商品の改廃や季節の巡り等に伴い顧客から一定の返品が発生することが想定されます。顧客が商品及び製品を返品した場合、当社グループは当該商品及び製品の対価を返金する義務があるため、顧客に対する予想返金について、収益の控除として返品に係る負債を認識しております。（当該返品に係る負債の見積りにあたっては過去の実績等に基づく期待値法を用いており、収益は重大な戻入れが生じない可能性が非常に高い範囲でのみ認識しております。）

#### ⑥重要なヘッジ会計の方法

イ. ヘッジ会計の方法 繰延ヘッジ処理によっております。

ロ. ヘッジ手段とヘッジ対象

ヘッジ手段 為替予約取引

ヘッジ対象 輸出入取引により生じる外貨建債権債務及び外貨建予定取引

ハ. ヘッジ方針 当社グループでは、外貨建の売上、仕入取引に係る為替変動リスクをヘッジする目的で為替予約を行っております。

ニ. ヘッジの有効性評価の方法

原則としてヘッジ手段とヘッジ対象の重要な条件が同一であり、高い相関関係があると考えられるため、ヘッジの有効性の評価は省略しております。

## 2. 会計上の見積りに関する注記

会計上の見積りにより当連結会計年度に係る連結計算書類にその額を計上した項目であって、翌連結会計年度に係る連結計算書類に重要な影響を及ぼす可能性があるものは以下のとおりです。

商品及び製品 4,052百万円

棚卸資産の評価基準は原価法(収益性低下による簿価切下げの方法)を採用しております。

通常の販売目的で保有する棚卸資産の簿価切下げにあたり、収益性の低下の有無に係る判断について正味売却価額を見積りますが、正味売却価額の算定に用いられる、過去の販売実績や流行、市場環境の変化等を織り込んだ需要予測には高い不確実性が存在しております。

そのため、予測不能な前提条件の変化等が、正味売却価額の算定に重要な影響を及ぼす可能性があります。

### 3. 連結貸借対照表に関する注記

(1) 有形固定資産の減価償却累計額 2,609百万円

(2) 担保に供している資産及び担保に係る債務

担保に供している資産 建物及び構築物 41百万円

土地 362百万円

投資有価証券 129百万円

計 533百万円

担保に係る債務 長期借入金 41百万円

(1年内返済予定の長期借入金を含む)

### 4. 連結株主資本等変動計算書に関する注記

(1) 当連結会計年度末における発行済株式の種類及び総数

普通株式 20,102,000株

(2) 配当に関する事項

①配当金支払額

| 決議                   | 株式の種類 | 配当金の総額<br>(百万円) | 1株当たり配当額<br>(円) | 基準日        | 効力発生日      |
|----------------------|-------|-----------------|-----------------|------------|------------|
| 2024年6月27日<br>定時株主総会 | 普通株式  | 156             | 8.00            | 2024年3月31日 | 2024年6月28日 |

②当連結会計年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌連結会計年度となるもの

| 決議予定                 | 株式の種類 | 配当金の総額<br>(百万円) | 1株当たり配当額<br>(円) | 基準日        | 効力発生日      |
|----------------------|-------|-----------------|-----------------|------------|------------|
| 2025年6月26日<br>定時株主総会 | 普通株式  | 352             | 18.00           | 2025年3月31日 | 2025年6月27日 |

## 5. 金融商品に関する注記

### (1) 金融商品の状況に関する事項

当社グループは、資金運用については短期的な預金等への運用を原則としますが、信用リスク、価格変動リスク等に留意しつつ投資も行います。また、資金調達については銀行借入、社債発行による方針です。デリバティブ取引は、外貨建の売上・仕入に係る為替変動リスク及び借入金の金利変動リスクを回避するために利用し、投機的な取引は行っておりません。

受取手形、売掛金、電子記録債権に係る顧客の信用リスクは、与信管理規程に沿ってリスク低減を図っております。また、投資有価証券は主として債券及び株式であり、満期保有目的の債券については主に格付けの高い債券を対象とすることにより、信用リスクの低減を図っています。上場株式については、四半期毎に時価の把握を行っております。

借入金の使途は運転資金及び設備投資資金であります。なお、デリバティブ取引の利用にあたっては、格付の高い金融機関とのみ取引を行っております。

### (2) 金融商品の時価等に関する事項

2025年3月31日(当期の連結決算日)における連結貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりです。

(単位：百万円)

|                    | 連結貸借対照表<br>計上額(※2) | 時価(※2) | 差額  |
|--------------------|--------------------|--------|-----|
| ①投資有価証券            |                    |        |     |
| その他有価証券            | 1,602              | 1,602  | —   |
| 満期保有目的の債券          | 2,119              | 2,086  | △33 |
| (1年内償還予定の債券を含む)    |                    |        |     |
| ②長期借入金             | (47)               | (47)   | △0  |
| (1年内返済予定の長期借入金を含む) |                    |        |     |
| ③デリバティブ取引          | 43                 | 43     | —   |

(※1) 現金及び預金、受取手形、売掛金、電子記録債権、支払手形及び買掛金、電子記録債務、短期借入金は、現金及び短期間で決済されるため時価が帳簿価額に近似することから、記載を省略しております。

(※2) 負債に計上されているものについては、( )で示しております。

(※3) 市場価格のない株式等は、「①投資有価証券 その他有価証券」には含まれておりません。当該金融商品の連結貸借対照表計上額は以下のとおりであります。

(単位：百万円)

| 区分    | 当連結会計年度<br>(2025年3月31日) |
|-------|-------------------------|
| 非上場株式 | 1                       |

(※4)デリバティブ取引によって生じた正味の債権・債務は純額で表示しております。

(3) 金融商品の時価の適切な区分毎の内訳等に関する事項

金融商品の時価を、時価の算定に用いたインプットの観察可能性及び重要性に応じて、以下の3つのレベルに分類しております。

レベル1の時価：同一の資産又は負債の活発な市場における(無調整の)相場価格により算定した時価

レベル2の時価：レベル1のインプット以外の直接又は間接的に観察可能なインプットを用いて算定した時価

レベル3の時価：重要な観察できないインプットを使用して算定した時価

時価の算定に重要な影響を与えるインプットを複数使用している場合には、それらのインプットがそれぞれ属するレベルのうち、時価の算定における優先順位が最も低いレベルに時価を分類しております。

① 時価をもって連結貸借対照表計上額とする金融資産及び金融負債

(単位：百万円)

| 区分       | 時価    |      |      |       |
|----------|-------|------|------|-------|
|          | レベル1  | レベル2 | レベル3 | 合計    |
| 投資有価証券   |       |      |      |       |
| 其他有価証券   | 1,602 | —    | —    | 1,602 |
| デリバティブ取引 | —     | 43   | —    | 43    |

② 時価をもって連結貸借対照表計上額としない金融資産及び金融負債

(単位：百万円)

| 区分                           | 時価   |       |      |       |
|------------------------------|------|-------|------|-------|
|                              | レベル1 | レベル2  | レベル3 | 合計    |
| 投資有価証券                       |      |       |      |       |
| 満期保有目的の債券<br>(1年内償還予定の債券を含む) | —    | 2,086 | —    | 2,086 |
| 長期借入金<br>(1年内返済予定の長期借入金を含む)  | —    | (47)  | —    | (47)  |

(注)時価の算定に用いた評価技法及びインプットの説明

投資有価証券

上場株式は相場価格を用いて評価しております。上場株式は活発な市場で取引されているため、その時価をレベル1の時価に分類しております。一方、当社が保有している満期保有目的の債券は、市場での取引頻度が低く、活発な市場における相場価格とは認められないため、その時価をレベル2の時価に分類しております。

長期借入金

これらの時価は、元利金の合計額を新規借入を行った場合に想定される利率で割引現在価値法により算定しており、レベル2の時価に分類しております。

デリバティブ取引

為替予約の時価については、取引先金融機関から提示された価格等に基づいて算定しており、レベル2の時価に分類しております。

6. 収益認識に関する注記

(1) 顧客との契約から生じる収益を分解した情報

当社グループは、スポーツ事業を営む単一セグメントであり、主要な顧客との契約から生じる収益を分解した情報は、以下のとおりであります。

|      |           |
|------|-----------|
| 卸売部門 | 53,701百万円 |
| その他  | 1,607百万円  |
| 合計   | 55,309百万円 |

(2) 顧客との契約から生じる収益を理解するための基礎となる情報

1. 連結計算書類の作成のための基本となる重要な事項「(3)会計方針に関する事項⑤収益及び費用の計上基準」に記載のとおりであります。

(3) 当連結会計年度末及び翌連結会計年度以降の収益の金額を理解するための情報

当連結会計年度(自 2024年4月1日 至 2025年3月31日)

(単位：百万円)

|       | 当連結会計年度 |
|-------|---------|
| 契約負債等 |         |
| 返金負債  | 376     |
| 合計    | 376     |

顧客との契約から生じた負債のうち、報告期間の末日までの販売に関連した返品に係る負債を、返金負債として認識しております。

7. 1株当たり情報に関する注記

- |                |         |
|----------------|---------|
| (1) 1株当たり純資産額  | 743円50銭 |
| (2) 1株当たり当期純利益 | 152円89銭 |

8. 重要な後発事象に関する注記

該当事項はありません。

9. その他の注記

連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表の記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。

# 貸 借 対 照 表

(2025年3月31日現在)

(単位：百万円)

| 科 目             | 金 額    | 科 目                     | 金 額    |
|-----------------|--------|-------------------------|--------|
| (資 産 の 部)       |        | (負 債 の 部)               |        |
| 流 動 資 産         | 24,881 | 流 動 負 債                 | 17,163 |
| 現 金 及 び 預 金     | 8,242  | 支 払 手 形                 | 51     |
| 受 取 手 形         | 405    | 電 子 記 録 債 務             | 5,597  |
| 売 掛 金           | 9,835  | 買 掛 金                   | 8,727  |
| 電 子 記 録 債 権     | 1,870  | 短 期 借 入 金               | 47     |
| 商 品             | 3,917  | リ ー ス 債 務 金             | 47     |
| 立 替 金           | 201    | 未 払 金                   | 662    |
| 返 品 資 産         | 319    | 未 払 法 人 税 等             | 1,129  |
| そ の 他           | 257    | 未 払 消 費 税 等             | 47     |
| 貸 倒 引 当 金       | △169   | 未 払 費 用                 | 124    |
| 固 定 資 産         | 7,245  | 預 り 金                   | 101    |
| 有 形 固 定 資 産     | 2,042  | 賞 与 引 当 金               | 189    |
| 建 物             | 549    | 返 金 負 債                 | 376    |
| 構 築 物           | 1      | そ の 他                   | 59     |
| 機 械 及 び 装 置     | 13     | 固 定 負 債                 | 1,520  |
| 工 具、器 具 及 び 備 品 | 47     | リ ー ス 債 務               | 156    |
| 土 地             | 1,228  | 繰 延 税 金 負 債             | 78     |
| リ ー ス 資 産       | 203    | 退 職 給 付 引 当 金           | 261    |
| 無 形 固 定 資 産     | 58     | 長 期 未 払 金               | 11     |
| 借 地 権           | 18     | 預 り 保 証 金               | 1,012  |
| そ の 他           | 40     | 負 債 合 計                 | 18,683 |
| 投資その他の資産        | 5,144  | (純資産の部)                 |        |
| 投資有価証券          | 3,622  | 株 主 資 本                 | 12,503 |
| 関係会社株式          | 970    | 資 本 金                   | 1,005  |
| 長 期 貸 付 金       | 215    | 資 本 剰 余 金               | 2,968  |
| 差 入 保 証 金       | 150    | 資 本 準 備 金               | 251    |
| 敷 金             | 265    | そ の 他 資 本 剰 余 金         | 2,717  |
| 破 産 更 生 債 権 等   | 30     | 利 益 剰 余 金               | 8,604  |
| そ の 他           | 117    | そ の 他 利 益 剰 余 金         | 8,604  |
| 貸 倒 引 当 金       | △228   | 別 途 積 立 金               | 3,527  |
| 資 産 合 計         | 32,126 | 繰 越 利 益 剰 余 金           | 5,076  |
|                 |        | 自 己 株 式                 | △74    |
|                 |        | 評 価 ・ 換 算 差 額 等         | 939    |
|                 |        | そ の 他 有 価 証 券 評 価 差 額 金 | 940    |
|                 |        | 繰 延 ヘ ッ ジ 損 益           | △0     |
|                 |        | 純 資 産 合 計               | 13,442 |
|                 |        | 負 債 ・ 純 資 産 合 計         | 32,126 |

# 損 益 計 算 書

( 2024年 4月 1日から  
2025年 3月31日まで )

(単位：百万円)

| 科 目                     | 金     | 額      |
|-------------------------|-------|--------|
| 売 上 高                   |       | 53,659 |
| 売 上 原 価                 |       | 45,469 |
| 売 上 総 利 益               |       | 8,189  |
| 販 売 費 及 び 一 般 管 理 費     |       | 7,545  |
| 営 業 利 益                 |       | 644    |
| 営 業 外 収 益               |       |        |
| 受 取 利 息 及 び 配 当 金       | 79    |        |
| そ の 他                   | 169   | 249    |
| 営 業 外 費 用               |       |        |
| 支 払 利 息                 | 3     |        |
| そ の 他                   | 0     | 3      |
| 経 常 利 益                 |       | 890    |
| 特 別 利 益                 |       |        |
| 投 資 有 価 証 券 売 却 益       | 2,952 | 2,952  |
| 税 引 前 当 期 純 利 益         |       | 3,843  |
| 法 人 税 、 住 民 税 及 び 事 業 税 | 1,190 |        |
| 法 人 税 等 調 整 額           | △39   | 1,151  |
| 当 期 純 利 益               |       | 2,691  |

# 株主資本等変動計算書

( 2024年 4月 1日から )  
( 2025年 3月 31日まで )

(単位：百万円)

|                         | 株 主 資 本 |           |                 |               |                 |               |               |         |             |
|-------------------------|---------|-----------|-----------------|---------------|-----------------|---------------|---------------|---------|-------------|
|                         | 資 本 金   | 資 本 剰 余 金 |                 |               | 利 益 剰 余 金       |               |               | 自 己 株 式 | 株 主 資 本 計 合 |
|                         |         | 資 本 準 備 金 | そ の 他 資 本 剰 余 金 | 資 本 剰 余 金 合 計 | そ の 他 利 益 剰 余 金 |               | 利 益 剰 余 金 合 計 |         |             |
|                         |         |           |                 |               | 別 立 積 金         | 繰 越 利 益 剰 余 金 |               |         |             |
| 当 期 首 残 高               | 1,005   | 251       | 2,717           | 2,968         | 3,527           | 2,541         | 6,068         | △74     | 9,968       |
| 事業年度中の変動額               |         |           |                 |               |                 |               |               |         |             |
| 剰 余 金 の 配 当             |         |           |                 |               |                 | △156          | △156          |         | △156        |
| 当 期 純 利 益               |         |           |                 |               |                 | 2,691         | 2,691         |         | 2,691       |
| 自 己 株 式 の 取 得           |         |           |                 |               |                 |               |               | △0      | △0          |
| 株主資本以外の項目の事業年度中の変動額（純額） |         |           |                 |               |                 |               |               |         |             |
| 事業年度中の変動額合計             | —       | —         | —               | —             | —               | 2,535         | 2,535         | △0      | 2,535       |
| 当 期 末 残 高               | 1,005   | 251       | 2,717           | 2,968         | 3,527           | 5,076         | 8,604         | △74     | 12,503      |

|                         | 評 価 ・ 換 算 差 額 等         |               |                 |                 | 純 資 産 合 計 |
|-------------------------|-------------------------|---------------|-----------------|-----------------|-----------|
|                         | そ の 他 有 価 証 券 評 価 差 額 金 | 繰 延 ヘ ッ ジ 損 益 | 評 価 ・ 換 算 差 額 等 | 評 価 ・ 換 算 差 額 等 |           |
| 当 期 首 残 高               | 2,564                   | 1             | 2,565           |                 | 12,534    |
| 事業年度中の変動額               |                         |               |                 |                 |           |
| 剰 余 金 の 配 当             |                         |               |                 |                 | △156      |
| 当 期 純 利 益               |                         |               |                 |                 | 2,691     |
| 自 己 株 式 の 取 得           |                         |               |                 |                 | △0        |
| 株主資本以外の項目の事業年度中の変動額(純額) | △1,624                  | △2            | △1,626          |                 | △1,626    |
| 事業年度中の変動額合計             | △1,624                  | △2            | △1,626          |                 | 908       |
| 当 期 末 残 高               | 940                     | △0            | 939             |                 | 13,442    |

## 個別注記表

### 1. 重要な会計方針に係る事項に関する注記

#### (1) 資産の評価基準及び評価方法

①子会社株式 移動平均法による原価法

②有価証券

満期保有目的の債券

償却原価法(定額法)

其他有価証券

市場価格のない株式等以外のもの

時価法(評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定)

市場価格のない株式等

主として移動平均法による原価法

③棚卸資産

商品

先入先出法による原価法(貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切下げの方法)によっております。

#### (2) 固定資産の減価償却の方法

①有形固定資産 定率法

(リース資産を除く)

但し、1998年4月1日以降に取得した建物(付属設備は除く)並びに2016年4月1日以降に取得した建物付属設備及び構築物については、定額法によっております。

②無形固定資産 定額法

(リース資産を除く)

なお、自社利用のソフトウェアの減価償却の方法については、社内における利用可能期間(5年)に基づく定額法によっております。

③リース資産

所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産については、リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法を採用しております。

#### (3) 引当金の計上基準

①貸倒引当金

債権の貸倒損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回

- ②賞与引当金 収不能見込額を計上しております。  
従業員に支給する賞与に充てるため、将来の支給見込額のうち、当事業年度の負担額を計上しております。
- ③退職給付引当金 従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務の見込額に基づき計上しております。

イ. 退職給付見込額の期間帰属方法

退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当事業年度末までの期間に帰属させる方法については、給付算定式基準によっております。

ロ. 数理計算上の差異の費用処理方法

数理計算上の差異は、各事業年度の発生時における従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数(10年)による定額法により按分した額をそれぞれ発生翌事業年度から費用処理しております。

(4) その他計算書類の作成のための基本となる重要な事項

- ①退職給付に係る会計処理 退職給付に係る未認識数理計算上の差異の未処理額の会計処理の方法は、計算書類におけるこれらの会計処理の方法と異なっております。

②収益及び費用の計上基準

当社は、スポーツ用品等の販売を行っており、主に卸売業及び小売業を営む企業を顧客としております。このような販売については、商品及び製品の支配が顧客に移転したと考えられる引き渡し時点で履行義務が充足されると判断していることから、その時点において収益を認識しておりますが、国内の販売においては、出荷時から当該商品の支配が顧客に移転される時までの期間が通常の場合においては、出荷時に収益を認識しております。

当社は、顧客から対価を受け取り、その対価の一部又は全部を顧客に返金すると見込んでいる場合には、当該金額を返金負債として認識しております。

スポーツ用品等の販売にあたっては、商品の改廃や季節の巡り等に伴い顧客から一定の返品が発生することが想定されます。顧客が商品及び製品を返品した場合、当社は当該商品及び製品の対価を返金する義務が

あるため、顧客に対する予想返金について、収益の控除として返品に係る負債を認識しております。(当該返品に係る負債の見積りにあたっては過去の実績等に基づく期待値法を用いており、収益は重大な戻入れが生じない可能性が非常に高い範囲でのみ認識しております。)

## 2. 会計上の見積りに関する注記

会計上の見積りにより当事業年度に係る計算書類にその額を計上した項目であって、翌事業年度に係る計算書類に重要な影響を及ぼす可能性があるものは以下のとおりです。

商品 3,917百万円

棚卸資産の評価基準は原価法(収益性低下による簿価切下げの方法)を採用しております。

通常の販売目的で保有する棚卸資産の簿価切下げにあたり、収益性の低下の有無に係る判断について正味売却価額を見積りますが、正味売却価額の算定に用いられる、過去の販売実績や流行、市場環境の変化等を織り込んだ需要予測には高い不確実性が存在しております。

そのため、予測不能な前提条件の変化等が、正味売却価額の算定に重要な影響を及ぼす可能性があります。

## 3. 貸借対照表に関する注記

|                    |          |
|--------------------|----------|
| (1) 有形固定資産の減価償却累計額 | 2,073百万円 |
|--------------------|----------|

|                         |  |
|-------------------------|--|
| (2) 担保に供している資産及び担保に係る債務 |  |
|-------------------------|--|

|            |    |       |
|------------|----|-------|
| 担保に供している資産 | 建物 | 41百万円 |
|------------|----|-------|

|  |    |        |
|--|----|--------|
|  | 土地 | 362百万円 |
|--|----|--------|

|  |        |        |
|--|--------|--------|
|  | 投資有価証券 | 129百万円 |
|--|--------|--------|

|  |   |        |
|--|---|--------|
|  | 計 | 533百万円 |
|--|---|--------|

|         |       |       |
|---------|-------|-------|
| 担保に係る債務 | 長期借入金 | 41百万円 |
|---------|-------|-------|

(1年内返済予定の長期借入金を含む)

|          |  |
|----------|--|
| (3) 保証債務 |  |
|----------|--|

|                |      |
|----------------|------|
| 子会社の仕入債務に対する保証 | 6百万円 |
|----------------|------|

|                        |  |
|------------------------|--|
| (4) 関係会社に対する金銭債権及び金銭債務 |  |
|------------------------|--|

|        |        |
|--------|--------|
| 短期金銭債権 | 208百万円 |
|--------|--------|

|        |        |
|--------|--------|
| 長期金銭債権 | 204百万円 |
|--------|--------|

|        |          |
|--------|----------|
| 短期金銭債務 | 2,256百万円 |
|--------|----------|

(5) 取締役に対する金銭債務  
 長期未払金

11百万円

4. 損益計算書に関する注記  
 関係会社との取引高

|              |            |          |
|--------------|------------|----------|
| 営業取引による取引高   | 売 上 高      | 5百万円     |
|              | 仕 入 高      | 6,962百万円 |
|              | 販売費及び一般管理費 | 1,621百万円 |
| 営業取引以外による取引高 |            | 43百万円    |

5. 株主資本等変動計算書に関する注記  
 当事業年度末における自己株式の種類及び株式数

| 株 式 の 種 類 | 当事業年度期首の株式数 | 当事業年度増加株式数 | 当事業年度減少株式数 | 当事業年度末の株式数 |
|-----------|-------------|------------|------------|------------|
| 普 通 株 式   | 527,170株    | 4株         | —          | 527,174株   |

6. 税効果会計に関する注記

繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

(繰延税金資産)

|          |         |
|----------|---------|
| 賞与引当金    | 89百万円   |
| 退職給付引当金  | 82百万円   |
| 貸倒引当金    | 52百万円   |
| 商品       | 36百万円   |
| 関係会社株式   | 23百万円   |
| 返金負債     | 17百万円   |
| その他      | 163百万円  |
| 繰延税金資産小計 | 464百万円  |
| 評価性引当額   | △136百万円 |
| 繰延税金資産合計 | 327百万円  |

(繰延税金負債)

|              |         |
|--------------|---------|
| その他有価証券評価差額金 | △406百万円 |
| 繰延税金負債合計     | △406百万円 |
| 繰延税金負債の純額    | △78百万円  |

## 7. 関連当事者との取引に関する注記

### 関係会社

| 属 性   | 会 社 等 の 名 称    | 議 決 権 等 の<br>所有(被所有)<br>割 合 ( % ) | 関 連 当 事 者<br>と の 関 係            | 取 引 の 内 容                     | 取引金額<br>(百万円) | 科 目        | 期 末 残 高<br>(百万円) |
|-------|----------------|-----------------------------------|---------------------------------|-------------------------------|---------------|------------|------------------|
| 子 会 社 | ゼットクリエイティブ株式会社 | 所有<br>直接 100.00                   | 自社ブランド商品の購入<br>事務所等の賃貸<br>役員の兼務 | 自社ブランド商品の仕入(※1)<br>賃貸料の収入(※3) | 6,962<br>41   | 買 掛 金<br>— | 2,078<br>—       |
|       | 株式会社 ロッジ       | 所有<br>直接 100.00                   | 資金の援助<br>役員の兼務                  | 資金の貸付(※2)                     | —             | 長期貸付金      | 204              |

(注) 1. 取引条件及び取引条件の決定方針等

(※1) 市場価格を勘案して仕入価格を決定しております。

(※2) 株式会社ロッジについては、業績等を勘案して無利息としております。

(※3) 近隣の賃料相場等を勘案して賃貸料を合理的に決定しております。

2. 関係会社への債権に対し、合計216百万円の貸倒引当金を計上しております。

また、当事業年度において合計3百万円の貸倒引当金戻入を計上しております。

## 8. 収益認識に関する注記

顧客との契約から生じる収益を理解するための基礎となる情報について、「連結注記表 6. 収益認識に関する注記」に同一の内容を記載しておりますので注記を省略しております。

## 9. 1株当たり情報に関する注記

|                |         |
|----------------|---------|
| (1) 1株当たり純資産額  | 686円74銭 |
| (2) 1株当たり当期純利益 | 137円52銭 |

## 10. 重要な後発事象に関する注記

該当事項はありません。

## 11. その他の注記

貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表の記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。

# 連結計算書類に係る会計監査報告

## 独立監査人の監査報告書

2025年5月15日

ゼット株式会社  
取締役会 御中

有限責任 あずさ監査法人  
大阪事務所

|                    |       |     |     |
|--------------------|-------|-----|-----|
| 指定有限責任社員<br>業務執行社員 | 公認会計士 | 松 本 | 学   |
| 指定有限責任社員<br>業務執行社員 | 公認会計士 | 小 幡 | 琢 哉 |

### 監査意見

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、ゼット株式会社の2024年4月1日から2025年3月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、ゼット株式会社及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

### 監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結計算書類の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

### その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査等委員会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の連結計算書類に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

連結計算書類の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と連結計算書類又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうかを検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

### 連結計算書類に対する経営者及び監査等委員会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結計算書類を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき連結計算書類を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査等委員会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

#### 連結計算書類の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結計算書類に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結計算書類の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・連結計算書類の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・経営者が継続企業を前提として連結計算書類を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結計算書類の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結計算書類の注記事項が適切でない場合は、連結計算書類に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・連結計算書類の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結計算書類の表示、構成及び内容、並びに連結計算書類が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
- ・連結計算書類に対する意見表明の基礎となる、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手するために、連結計算書類の監査を計画し実施する。監査人は、連結計算書類の監査に関する指揮、監督及び査閲に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査等委員会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査等委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

#### 利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

# 計算書類に係る会計監査報告

## 独立監査人の監査報告書

2025年 5 月 15 日

ゼ ッ ト 株 式 会 社  
取締役会 御中

有限責任 あずさ監査法人  
大阪事務所

|                    |       |   |   |     |
|--------------------|-------|---|---|-----|
| 指定有限責任社員<br>業務執行社員 | 公認会計士 | 松 | 本 | 学   |
| 指定有限責任社員<br>業務執行社員 | 公認会計士 | 小 | 幡 | 琢 哉 |

### 監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、ゼット株式会社の2024年4月1日から2025年3月31日までの第76期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書(以下「計算書類等」という。))について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

### 監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

### その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査等委員会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の計算書類等に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

計算書類等の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と計算書類等又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

### 計算書類等に対する経営者及び監査等委員会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査等委員会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

#### 計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・計算書類等に対する意見表明の基礎となる、計算書類等に含まれる構成単位の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手するために、計算書類等の監査を計画し実施する。監査人は、構成単位の財務情報の監査に関する指揮、監督及び査閲に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。
- ・不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査等委員会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査等委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

#### 利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

## 監査等委員会の監査報告

### 監 査 報 告 書

当監査等委員会は、2024年4月1日から2025年3月31日までの第76期事業年度における取締役の職務の執行を監査いたしました。その方法及び結果について以下のとおり報告いたします。

#### 1. 監査の方法及びその内容

監査等委員会は、会社法第399条の13第1項第1号ロ及びハに掲げる事項に関する取締役会決議の内容並びに当該決議に基づき整備されている体制(内部統制システム)について取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明するとともに、下記の方法で監査を実施いたしました。

- ①監査等委員会が定めた監査の方針、職務の分担等に従い、会社の内部監査部門と連携の上、重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行に関する事項の報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。また、子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。
- ②事業報告に記載されている会社法施行規則第118条第3号イの基本方針及び同号ロの各取組みについては、取締役会その他における審議の状況等を踏まえ、その内容について検討を加えました。
- ③会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」(会社計算規則第131条各号に掲げる事項)を「監査に関する品質管理基準」(企業会計審議会)等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類(貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表)及びその附属明細書並びに連結計算書類(連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表)について検討いたしました。

## 2. 監査の結果

### (1) 事業報告等の監査結果

- ①事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ②取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- ③内部統制システムに関する取締役会の決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。
- ④事業報告に記載されている会社の財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針は相当であると認めます。事業報告に記載されている会社法施行規則第118条第3号ロの各取組みは、当該基本方針に沿ったものであり、当社の株主共同の利益を損なうものではなく、かつ、当社の会社役員の地位の維持を目的とするものではないと認めます。

### (2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人有限責任 あずさ監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

### (3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人有限責任 あずさ監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2025年5月15日

ゼット株式会社 監査等委員会

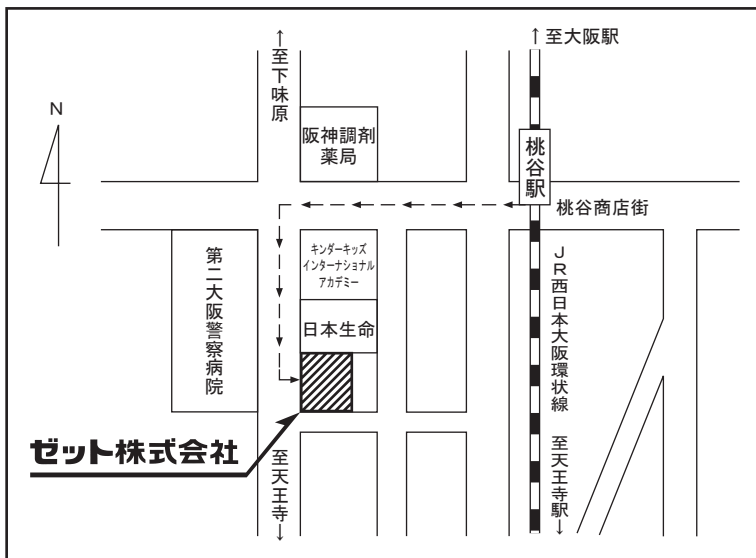
監査等委員(常勤) 岸 田 浩 (印)

監査等委員 衣 目 修 三 (印)

監査等委員 桑 山 斉 (印)

(注)監査等委員 衣目修三及び桑山斉は、会社法第2条第15号及び第331条第6項に規定する社外取締役であります。

## 株主総会会場ご案内図



### 交通のご案内

J R 西日本大阪環状線 桃谷駅より徒歩3分

(お願い) 誠に申し訳ございませんが会場には駐車場設備がございませんので  
ご了承くださいますようお願い申し上げます。